

# 岩手県労働委員会年報

平成29年版

(平成29年1月から12月の活動状況)

岩手県労働委員会事務局

## は し が き

この年報は、平成29年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った不当労働行為事件及び調整事件等の処理状況並びに当委員会の活動状況の概要を取りまとめたものです。

この冊子が、より多くの方々に労働委員会の役割についての理解を深めていただける一助となり、また、日頃労働関係の業務に携わっておられる方々に少しでも御参考になれば幸いです。

平成30年3月

岩手県労働委員会事務局

# 目 次

## 第1章 総 説

第1節 労働委員会の組織等	1
1 労働委員会	1
2 委員	1
3 あっせん員候補者	2
4 事務局	3
第2節 労働委員会の活動状況	4
1 会議等	4
2 審査	4
3 調整	4
4 労働委員会の活性化	4
5 月別活動状況	5

## 第2章 会 議

第1節 総 会	8
第2節 公益委員会議	14
第3節 調停委員会	15
第4節 仲裁委員会	15
第5節 小委員会	15
第6節 各種連絡会議	15
1 全国会議	15
2 ブロック会議	16

## 第3章 審 査

第1節 労働組合の資格審査	17
1 概 況	17
2 労働組合資格審査申請の概要	17
第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示	17
第3節 不当労働行為事件の審査	18
1 概 況	18
2 審査の目標期間の達成状況	19
3 新規申立ての状況	20
4 係属事件の概要	22
5 審査記録	23
(1) 平成29年(不)第1号事件	23
(2) 平成29年(不)第2号事件	24

第4節	再審査事件	25
1	概況	25
2	係属事件の概要	26
第5節	行政訴訟事件	27
1	概況	27
<b>第4章 調 整</b>		
第1節	労働争議の調整	28
1	概況	28
2	新規申請の状況	29
第2節	争議行為予告通知及び実情調査	33
1	争議行為予告通知の概況	33
2	実情調査の概況	33
第3節	個別労働関係紛争のあっせん	34
1	概況	34
2	新規申請の状況	35
3	あっせん事件の概要	38
第4節	労働相談	40
1	労働相談の概況	40
2	出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催	40
<b>第5章 労働委員会の活性化</b>		
1	主な取組内容	43
2	今後の取組	43
<b>◆ 不当労働行為事件命令集</b>		
1	平成29年(不)第1号事件	46
<b>◆ 資 料 編</b>		
1	不当労働行為(不公正労働行為)事件数	50
2	命令決定事件一覧表	52
3	労働争議の調整事件数	56
4	個別労働関係紛争のあっせん事件数	59
5	第2次 岩手県労働委員会活性化計画	61
6	労働委員会活性化計画の取組状況(平成28~30年度)	74
7	岩手県労働委員会独自のポスター・チラシ(平成29年度作成)	85

# 第1章 総 説

## 第1節 労働委員会の組織等

### 1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関である。

### 2 委 員

労働委員会の委員は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)各5人の計15人で構成されている。

各委員は知事が任命し、任期は2年となっている。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき任命されている。また、公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命されている。

#### 第46期委員(任期:平成28.10.1~平成30.9.30)名簿

区分	氏 名	現 職 (平成29年12月31日現在)	新任・再任の別 就 任 年 月 日
公 益 委 員	◎宮 本 ともみ	岩手大学人文社会科学部教授	再 任 平20.10.1
	○長谷川 大	弁護士	再 任 平24.10.1
	岡 田 寛 史	岩手県立大学総合政策学部教授	再 任 平18.10.1
	本 田 純	特定社会保険労務士	再 任 平26.10.1
	太 田 秀 栄	弁護士	新 任 平28.10.1
労 働 者 委 員	柴 谷 正 孝	全日通労働組合岩手支部特別執行委員	再 任 平18.10.1
	古 門 賢 一	UAゼンセン岩手県支部顧問	再 任 平24.10.1
	八 幡 博 文	日本労働組合総連合会岩手県連合会会長	再 任 平24.10.1
	鈴 木 圭	東北電力労働組合岩手県本部委員長	再 任 平26.10.1
	原 利 光	日本労働組合総連合会岩手県連合会副事務局長	新 任 平28.10.1
使 用 者 委 員	花 上 昭	株式会社ベルジョイス執行役員 第2事業部店舗運営部ゼネラルマネジャー	再 任 平24.10.1
	佐 藤 義 昭	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事	再 任 平26.10.1
	大 里 幸 生	岩手トヨペット株式会社取締役管理部長	新 任 平28.10.1
	中 村 一 郎	三陸鉄道株式会社代表取締役社長	新 任 平28.10.1
	平 野 佳 則	株式会社平金商店代表取締役	新 任 平28.10.1

(注) ◎は会長 ○は会長代理

### 3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働争議等のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、「岩手県労働委員会あっせん員候補者規程」(昭和53年3月31日地方労働委員会訓令第2号)により、次の者を委嘱している。

- (1) 委員会の委員
- (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、特命課長、主任主査、副主任幹及び主査(調整を担当する者に限る。)
- (3) 岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室労働課長並びに主任主査及び主査(労働を担当する者に限る。)

#### あっせん員候補者名簿

- ・労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条のあっせん員候補者
- ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)第5条のあっせん員候補者  
(平成29年12月31現在)

氏 名	現 職	委 嘱 年 月 日	
		労 調 法 第 10 条 関 係	個 別 紛 争 解 決 条 例 第 5 条 関 係
宮 本 ともみ	労働委員会公益委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
長谷川 大	労働委員会公益委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
岡 田 寛 史	労働委員会公益委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
本 田 純	労働委員会公益委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
太 田 秀 栄	労働委員会公益委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
柴 谷 正 孝	労働委員会労働者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
古 門 賢 一	労働委員会労働者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
八 幡 博 文	労働委員会労働者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
鈴 木 圭	労働委員会労働者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
原 利 光	労働委員会労働者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
花 上 昭	労働委員会使用者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
佐 藤 義 昭	労働委員会使用者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
大 里 幸 生	労働委員会使用者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
中 村 一 郎	労働委員会使用者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3
平 野 佳 則	労働委員会使用者委員	平28. 10. 3	平28. 10. 3

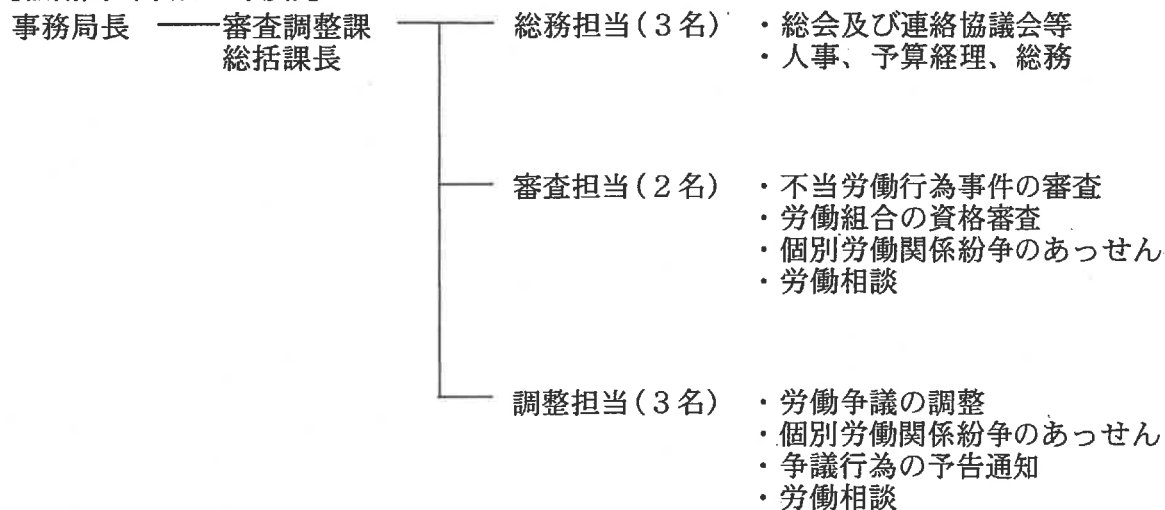
氏名	現職	委嘱年月日	
		労調法第10条関係	個別紛争解決条例第5条関係
桐 田 教 男	労働委員会事務局長	平28.4.22	平28.4.22
小 笠 原 隆 行	労働委員会事務局審査調整課総括課長	平29.4.28	平29.4.28
高 橋 ゆかり	労働委員会事務局特命課長(調整・相談)	平27.4.24	平27.4.24
鎌 田 徳 幸	商工労働観光部雇用対策・労働室労働課長	平29.4.28	平29.4.28

#### 4 事務局

労働委員会の事務を整理するために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、それまでの2課から1課3担当に移行し、平成29年度における職員数は10人である(岩手県職員定数条例上は14人)。

##### 【組織図(平成29年度)】



(総務)

電話 019-629-6271・6275

FAX 019-629-6274

(審査・調整)

電話 019-629-6276・6277

住所 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

## 第2節 労働委員会の活動状況

### 1 会議等

平成29年は、第46期委員により運営され、総会を12回、公益委員会議を2回開催した。

また、全国及び北海道・東北地区の連絡協議会の総会等に参加し、各労働委員会相互の連絡及び事務処理について必要な調査研究、情報交換等を行った。

### 2 審査

- (1) 労働組合資格審査の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。
- (2) 不当労働行為事件の取扱件数は、新規申立てが2件（平成29年（不）第1号事件及び平成29年（不）第2号事件）であった。

終結状況は、平成29年（不）第1号事件が却下により終結し、平成29年（不）第2号事件が翌年に繰り越された。

なお、当委員会を初審とする中央労働委員会における審査事件の係属状況は、前年からの繰越しが4件（平成28年（不再）第57号事件及び平成28年（不再）第71・72・73号事件）、新規申立てが1件（平成29年（不再）第14号事件）であった。終結状況は、前年からの繰越し4件のうち1件（平成28年（不再）第57号事件）が取下げにより、3件（平成28年（不再）第71・72・73号事件）が棄却により終結した。また、新規申立て1件（平成29年（不再）第14号事件）が棄却により終結した。

### 3 調整

- (1) 労働争議の調整事件の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。
- (2) 当委員会を受け付けた争議行為予告通知の取扱件数は、2件であった。業種別内訳は、いずれも医療・公衆衛生事業である。争議行為予告通知があったものについて実情調査を行った延べ件数は、26件であった。
- (3) 個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は、前年からの繰越しはなく、新規申請が3件であった。終結状況は、打切りが2件であり、1件が翌年へ繰り越した。
- (4) 当委員会に寄せられた労働相談件数は、483件であった。相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

### 4 労働委員会の活性化

平成29年は、平成27年度に策定した第2次労働委員会活性化計画（平成28～30年度）に基づいて活動した。

労働委員会制度の認知度向上等の取組としては、IGRいわて銀河鉄道及び三陸鉄道の駅舎内ポスター掲示広告や新聞広告の実施などにより、情報発信の拡充を図った。



また、審査・あっせん等終結事案研修会や委員による講話を開催するなど、委員及び事務局職員の資質の向上に努めた。

さらに、岩手労働局と合同労働相談会を開催したほか、岩手労働局職員による講話を実施するなど関係機関との連携を図った。

## 5 月別活動状況

月	日	内 容
1	4 20 24 27 27 27	平成29年（不）第1号事件 不当労働行為救済申立て受付 出前講座（岩手県立盛岡工業高等学校） 第674回公益委員会議 月例無料労働相談会（県庁） 審査・あっせん等終結事案研修会 第1405回定例総会
2	1 16 21 24 24 24 24 26 28	出前講座（岩手大学人文社会科学部） 出前講座（盛岡工業団地協同組合） 第675回公益委員会議 月例無料労働相談会（県庁） 第34回活性化検討委員会 第1406回定例総会 委員による講話（講師：公益委員） 出前無料労働相談会（盛岡市） 平成29年（不）第1号事件 決定書写し交付
3	3 4 7 17 24 24 28	出前講座（上野法律ビジネス専門学校） 出前無料労働相談会（大船渡市） 平成29年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付 平成29年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査 月例無料労働相談会（県庁） 第1407回定例総会 平成29年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（打切り）
4	21 28 28 28 28	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会（秋田県） 月例無料労働相談会（県庁） 第1408回定例総会 審査・あっせん等終結事案研修会 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題勉強会
5	1 12	平成29年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査 平成29年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査

月	日	内 容
	19	月例無料労働相談会（県庁）
	19	第35回活性化検討委員会
	19	第1409回定例総会
	24	出前講座（岩手県立大学ソフトウェア情報学部）
	25	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（～26日宮城県）
	25	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会議（宮城県）
	25	北海道・東北六県労働委員会事務局長連絡会議（宮城県）
	26	北海道・東北ブロック労働者委員連絡協議会総会・研究会（～27日宮城県）
6	1	全国労働委員会事務局長連絡会議（兵庫県）
	2	全国労働委員会会長連絡会議（兵庫県）
	5	平成29年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（打切り）
	8	出前講座（岩手労働局）
	18	出前無料労働相談会（北上市）
	21	岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（岩手労働局主催）
	23	月例無料労働相談会（県庁）
	23	第1410回定例総会
	23	審査・あっせん等終結事案研修会
	23	委員による講話（講師：使用者委員）
	24	出前無料労働相談会（奥州市、宮古市）
	25	出前無料労働相談会（遠野市、久慈市）
7	3	労働委員会事務局職員専門研修（個別紛争）（～5日東京都）
	12	労働契約等解説セミナー（盛岡市）
	28	月例無料労働相談会（県庁）
	28	第1411回定例総会
8	10	出前講座（岩手県国民健康保険団体連合会労働組合）
	24	北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議（～25日青森県）
	25	月例無料労働相談会（県庁）
	25	第1412回定例総会
9	7	公労使委員合同研修（～8日東京都）
	22	月例無料労働相談会（県庁）
	22	第1413回定例総会
	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題勉強会
	22	労使関係セミナー（山形県）
10	1	岩手労働局等との関係機関合同労働相談会（盛岡市）
	15	出前無料労働相談会（大船渡市、二戸市）
	16	労働委員会事務局職員専門研修（審査）（～20日埼玉県）

月	日	内 容
	18	出前講座（岩手県立大学盛岡短期大学部）
	18	労働契約等解説セミナー（盛岡市）
	20	月例無料労働相談会（県庁）
	20	第1414回定例総会
	20	外部講師による講話（講師：岩手労働局 雇用環境・均等室）
	22	出前無料労働相談会（一関市、釜石市）
	26	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（～27日山形県）
11	16	第72回全国労働委員会連絡協議会総会（～17日東京都）
	21	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
	22	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
	24	出前講座（岩手県立大学総合政策学部）
	27	月例無料労働相談会（県庁）
	27	第36回活性化検討委員会
	27	第1415回定例総会
	28	出前講座（使用者団体向け人材戦略セミナー）
	29	平成29年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
12	4	公労使委員個別紛争専門研修（～5日東京都）
	11	平成29年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査
	20	出前講座（岩手大学人文社会科学部）
	22	月例無料労働相談会（県庁）
	22	第1416回定例総会
	27	平成29年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん事件 あっせん員による被申請者側事情聴取
	28	平成29年（不）第2号事件 不当労働行為救済申立て受付

## 第 2 章 会 議

### 第 1 節 総 会

労働委員会の総会は委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停及び仲裁に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

当委員会においては、原則として毎月第4金曜日を定例日として開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。

平成29年は、12回開催され、その概況は次のとおりである。

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1405	1. 27	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 審査の目標期間の達成状況について(平成28年) (イ) 第674回公益委員会議の報告について (ウ) 岩労委平成29年(不)第1号事件の不当労働行為救済申立てについて (エ) 争議行為の予告通知について イ 協議事項 (ア) 平成29年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画(案)について (イ) 平成29年度岩手県労働委員会諸会議等出席予定委員(案)について (2) その他 ア 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について イ 出前講座(1月20日)開催分の報告について ウ 労働相談の概要報告について	
1406	2. 24	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 第675回公益委員会議の報告について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>(イ) 岩労委平成29年(不)第1号事件について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第34回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 出前講座(2月1日、2月16日)開催分の報告について</p> <p>ウ 労働相談の概要報告について</p> <p>エ 労働関係統計について</p> <p>オ 平成29年度出前無料労働相談会開催計画(開催地等)案について</p>	
1407	3. 24	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田</p> <p>(労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 岩労委平成29年(不)第1号事件の終結及び再審査申立てについて</p> <p>(イ) 中労委平成28年(不再)第71・72・73号不当労働行為事件の棄却命令について</p> <p>(ウ) 平成29年(個)第1号A個別労働関係紛争あっせん申請について</p> <p>(エ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 出前講座(3月3日)開催分の報告について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p> <p>ウ 審査・調整関係事務処理マニュアル等の改正について</p>	
1408	4. 28	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田</p> <p>(労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) 岩手県労働委員会あっせん員候補者規程の一部改正について</p> <p>(イ) あっせん員候補者の委嘱及び解任について</p> <p>イ 報告事項</p> <p>(ア) 平成29年(個)第1号A個別労働関係紛争あっせ</p>	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>ん事件の終結について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題について</p> <p>イ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営委員会の書面会議への回答について</p> <p>ウ 労働相談の概要報告について</p> <p>エ 平成29年度労働委員会事務局業務方針について</p>	
1409	5. 19	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田</p> <p>(労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 平成29年(個)第2号B個別労働関係紛争あっせん申請について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第35回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p> <p>ウ 労働関係統計について</p>	
1410	6. 23	出席委員	<p>(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田</p> <p>(労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原</p> <p>(使) 花上、佐藤、大里、中村、平野</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 平成29年(個)第2号B個別労働関係紛争あっせん事件の終結について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の概要について</p> <p>イ 平成29年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について</p> <p>ウ 出前講座(5月24日、6月8日)開催分の報告について</p> <p>エ 労働相談の概要報告について</p>	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1411	7.28	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 中労委平成29年(不再)第14号不当労働行為事件の棄却命令について (イ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 労働相談の概要報告について イ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について ウ 出前講座(労働者団体向け)について	
1412	8.25	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 労働相談の概要報告について イ 第72回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について ウ 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会における決定事項について エ 労働関係統計について オ 出前講座(8月10日)開催分の報告について	
1413	9.22	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 労働相談の概要報告について イ 外部講師による講話について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1414	10.20	出席委員	(公) 岡田、宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 労働相談の概要報告について イ 平成29年度東北地区労使関係セミナーの概要について ウ 出前講座(10月18日)開催分の報告について	
1415	11.27	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 第36回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 第72回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について ウ 平成29年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の概要について エ 出前講座(11月24日)開催分の報告及び今後の開催予定について オ 労働相談の概要報告について カ 平成29年度東北地区労使関係セミナーの概要について キ 労働関係統計について	
1416	12.22	出席委員	(公) 宮本、長谷川、岡田、本田、太田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木、原 (使) 花上、佐藤、大里、中村、平野
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 平成29年(個)第3号C個別労働関係紛争あっせん申請について (イ) 争議行為の予告通知について	



回	開催月日	出席委員及び付議事項
		<p>(ウ) 中労委平成 28 年(不再)第 57 号不当労働行為事件に係る審査手続の終了について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 労働相談の概要報告について</p> <p>イ 出前講座(11月28日、12月20日)開催分の報告及び今後の開催予定について</p> <p>ウ D 争議(団交促進)のあっせん管轄について</p>

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定による準司法的、判定的機能を果たすため、公益委員のみで行う会議である。

この会議は、労働委員会規則第8条第1項の規定により会長が必要に応じて招集し、開催することとされており、平成29年は2回開催された。その概況は、次のとおりである。

回	開催 月日	出席委員及び付議事項		結 果
674	1. 24	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田、太田	継続審査  了承
		付議事項	1. 岩労委平成29年（不）第1号事件に係る不当労働行為救済申立てについて 2. 不当労働行為事件に係る審査委員のローテーションについて	
675	2. 21	出席委員	宮本、長谷川、岡田、本田、太田	却下決定
		付議事項	岩労委平成29年（不）第1号事件に係る合議について	

### 第3節 調停委員会

調停委員会は、労働関係調整法第19条の規定により、会長が指名する公・労・使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で、労働争議の調停に当たるものである。

平成29年は、設置されなかった。

### 第4節 仲裁委員会

仲裁委員会は、労働関係調整法第31条の規定により、公益委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、会長が指名する3人の委員で構成される会議で、労働争議の仲裁に当たるものである。

平成29年は、設置されなかった。

### 第5節 小委員会

小委員会は、労働委員会規則第5条の規定に基づき、会長が指名した委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うものである。

平成29年は、設置されなかった。

### 第6節 各種連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長等の連絡会議が設けられており、全国、ブロックに分かれて開催されている。

平成29年における各種連絡会議の概況は、次のとおりである。

#### 1 全国会議

##### (1) 第72回全国労働委員会連絡協議会総会

① 期日・場所 平成29年11月16日～17日 東京都

② 出席委員 (公)宮本・本田 (労)八幡・原 (使)佐藤

③ 議 題

第1議題 「労働委員会の活性化について」 (中労委公労使提案)

第2議題 「パワハラを原因とするあっせん申請への対応状況について」  
(中国・四国ブロック公労使提案)

第3議題 「審査事件に不慣れな当事者への調査・審問での審査指揮について」  
(中部ブロック公労使提案)

④ 講 演

「積極的労使自治への道筋」 (前中央労働委員会会長代理 仁田 道夫 氏)

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ① 期日・場所 平成29年6月2日 兵庫県神戸市
- ② 出席委員 宮本会長
- ③ 議題 懇談

「働き方改革の推進が今後の労働関係におよぼす影響について」 (中労委提案)

2 ブロック会議

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

- ① 期日・場所 平成29年5月25日～26日 宮城県仙台市
- ② 出席委員 (公)長谷川・太田 (労)古門・鈴木 (使)佐藤・大里
- ③ 議題

報告事項 第72回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について (連絡協議会)

議題1 平成28年度取扱事件とその傾向及び特異事件について (各道県労働委員会)

議題2 平成28年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について (連絡協議会)

議題3 平成28年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)について (連絡協議会)

議題4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について (連絡協議会)

議題5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)

議題6 平成30年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)

④ 研修

研修課題1 「複数事件に係属している当事者における懲戒処分の不当労働行為性について」

研修課題2 「毎年同じ内容の調整事項であっせん申請がなされ、仲裁申請もなされた場合の対応について」

(2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

- ① 期日・場所 平成29年10月26日～27日 山形県山形市
- ② 出席委員 (公)長谷川・岡田 (労)鈴木・原 (使)花上・平野
- ③ 研修

研修課題1 「不当労働行為救済申立事件における参与委員の活動の範囲及びその在り方について」

研修課題2 「有期契約労働者の無期契約労働者への転換に伴い想定される資金格差を巡るあっせんの在り方について」

④ 講演

「働き方改革」と今後の労働法則」

(慶應義塾大学大学院法務研究科教授 中央労働委員会公益委員 森戸 英幸 氏)

## 第 3 章 審 査

### 第 1 節 労働組合の資格審査

#### 1 概 況

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3 表のとおりである。

平成 29 年は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。

( 3 表 ) 労働組合資格審査の取扱状況

年 次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
25	—	—	1	1	2	2	—	2	—	—	—	2	—
26	—	14	1	1	16	16	—	15	—	—	—	15	1
27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1
28	1	15	—	—	15	16	—	16	—	—	—	16	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

#### 2 労働組合資格審査申請の概要

平成 29 年に係属した労働組合資格審査申請の事案はなかった。

### 第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、平成 29 年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-3表のとおりである。

平成29年は、新規申立て2件となっている。

係属した事件のうち、平成29年(不)第1号事件は却下により終結し、平成29年(不)第2号事件は翌年に繰り越された。

(3-3表) 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数	
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定						計
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下			
					無 関 与	関 与	全 部	一 部					
25	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
26	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1	
27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1	
28	1	3	4	-	-	-	(1)	1 (1)	-	3	4	-	
29	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1	

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

## 2 審査の目標期間の達成状況

### (1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等については、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
    - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
    - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

### (2) 達成状況

平成29年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

また、審査の実施状況等は、3-4表から3-6表のとおりである。

- ・ 団交拒否事件  
平成29年に終結した事件はない。
- ・ 通常事件  
平成29年に終結した事件に係る審査期間は56日であり、目標期間を達成。  
なお、終結しなかった事件は、翌年に繰り越した。

### (3-4表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	—	1件	1件	2件
イ 審査期間	—	—	56日	—	
ウ 調査の回数	—	—	0回	—	0回
エ 審問の回数	—	—	0回	—	0回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	—	—	0人	—	0人

### (3-5表) 平成29年に係属した不当労働行為事件の概要

#### 通常事件

申立年月日 終結年月日	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成29年(不)第1号	H29. 1. 4	56日	0回	0回	0回	却下
	H29. 2. 28					
平成29年(不)第2号	H29. 12. 28	一日	一回	一回	一回	繰越し
	—					

(3-6表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
25	団交拒否	1件	0件	—	2回	2回	1人
	通常	—	—	—	—	—	—
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	0件	—	6回	—	—
27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人

(注) 平成27年に申立てがあり、平成28年に終結した事件(1件)について、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウントしている。

## (1) 平成27年

## ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

## イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。

## (2) 平成28年

## 「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

## 3 新規申立ての状況

## (1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は8件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別									
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
25	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
26	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
27	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
28	3	—	3	—	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—
29	2	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否)

3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)



(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
25	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
26	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
28	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
29	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-

#### 4 係属事件の概要

平成29年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-9表のとおりである。

(3-9表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件2件)

事件 番号 (通算)	申立人	被申立 人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査		結 年月日	終結 状況	担当委員	
						回数	審問 回数			審査 委員	参与 委員
29(不)1 (213)	X	Y	29.1.4	1・3	不利益取扱い禁止 ポストノーテイス	-	-	29.2.28	却下	-	-
						-	-			-	-
29(不)2 (214)	X	Y	29.12.28	4	ポストノーテイス	-	-	-	係属中	-	-
						-	-			-	-

5 審査記録

(1) 平成29年(不)第1号事件 第213号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
<p><b>請求する救済内容の要旨</b></p> <p>1 被申立人は、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者は、単純労務職員として取り扱うこと。</p> <p>2 被申立人は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示の申出を行うこと。</p> <p>3 被申立人は、命令書受領後30日以内に、幅90センチメートル、長さ1メートル80センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に、終日、30日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容の文書を掲示すること。</p>		
<p><b>申立ての概要</b></p> <p>本件は、被申立人が、臨時的任用職員について、一般行政事務か単純労務職員であるか区別せず一律に一般行政事務としており、条例又は規則に定めず、内規で現場の裁量で決めていることなどから、労働組合法第3条に規定する労働者である申立人は、労働組合法第2条に定める労働組合に加入できないことが、労働組合法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に当たる。</p>		
<p><b>審査経過</b></p> <p>平成29年</p> <p>1月4日 申立書提出 審査開始決定</p> <p>1月25日 補正勧告書の通知</p> <p>2月3日 申立人から回答書を受理</p> <p>2月21日 合議</p> <p>2月28日 却下決定書写し交付</p> <p>本件の所要日数は56日であった。</p>		

(2) 平成29年(不)第2号事件 第214号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
<b>審査経過</b> 平成29年 12月28日 申立書提出 審査開始決定		

## 第4節 再審査事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-10表のとおりである。

(3-10表) 再審査事件の係属件数

年 次	係 属 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 ( 初 審 維 持 )	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4
29	4	1	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-

## 2 係属事件の概要

平成29年に中央労働委員会に係属した再審査事件の概要は、3-12表のとおりである。

(3-12表) 再審査事件一覧表 (係属件数5件)

岩	手		県	労働		委員		会	中央労働委員会		
	事件番号	申立人		被申立人	申年月日	労組法第7条該当	請求する救済内容		最終状況	事件番号	再審査申立年月日
27 (不) の2	X労働組合代表者執行委員長 A1	Y株式会社代表取締役社長 B1		27. 9. 1	1	不利益取扱いの撤回等	28. 9. 30 一部救済	28 (不再) 57号	28. 10. 13 (使)	29. 12. 12 取下げ	
28 (不) 1	X	Y代表者 B		28. 6. 23	1・3	不利益取扱いの撤回等	28. 12. 8 却下	28 (不再) 71号	28. 12. 15 (労)	29. 3. 6 棄却	
28 (不) 2	X	Y代表者 B		28. 7. 19	1・3	不利益取扱いの撤回等	28. 12. 8 却下	28 (不再) 72号	28. 12. 15 (労)	29. 3. 6 棄却	
28 (不) 3	X	Y代表者 B		28. 7. 19	4	労働委員会事務への介入の排除等	28. 12. 8 却下	28 (不再) 73号	28. 12. 15 (労)	29. 3. 6 棄却	
29 (不) 1	X	Y代表者 B		29. 1. 4	1・3	不利益取扱いの撤回等	29. 2. 28 却下	29 (不再) 14号	29. 3. 6 (労)	29. 6. 22 棄却	

## 第5節 行政訴訟事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。

## 第 4 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近5か年における取扱状況は、4-1表のとおりである。

平成29年の取扱件数はない。

なお、調停は平成15年以降、仲裁は昭和51年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成10年以降、労使双方からの申請は昭和57年以降、職権による調整は昭和59年以降取扱いがない。

(4-1表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次 年 繰越し 件 数	解 決 率 (%)
		前 年 繰越し	新 規 申 請	計	解 決	取下げ ・ 不開始	打切り ・ 不 調	計		
25	—			0				0	0	—
26	あっせん		5	5	3	2		5	0	100.0
27	—			0				0	0	—
28	—			0				0	0	—
29	—			0				0	0	—

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始(規則65Ⅱ)の件数を除いて算出したものである。

※解決率=解決÷(解決+打切り+不調)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。



## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

#### (4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年次		25	26	27	28	29
調整区分		—	あつせん	—	—	—
新規申請件数		0	5	0	0	0
産業別	製造業 飲料・たばこ・飼料製造業		1 (1)			
	情報通信業 情報サービス業					
	運輸業、郵便業 道路旅客運送業 郵便業		2 (1) (1)			
	卸売業、小売業 その他の小売業					
	教育、学習支援業 学校教育		1 (1)			
	医療、福祉 社会保険・社会福祉・介護事業		1 (1)			
	01～19人		2			
	020～49人		1			
050～99人						
100～299人		1				
300人以上		1				

注) ( ) は、内数である。

(2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	25	26	27	28	29
調整区分	—	あっせん	—	—	—
調整事項					
組合承認・組合活動		1			
賃金等					
賃金増額					
一時金					
諸手当					
その他賃金					
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
給与以外の労働条件		1			
労働時間		(1)			
経営又は人事		3			
配置転換		(1)			
その他の経営人事		(2)			
団交促進		2			
その他		1			
合計	0	8	0	0	0

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。  
 2 ( ) は、内数である。

### (3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	25	26	27	28	29
構成 区分	—	あっせん	—	—	—
公1人、労1人、使1人		4			
公2人、労1人、使1人					
指名なし		1			
合計	0	5	0	0	0

### (4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件(前年からの繰越しを含む。)の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	25	26	27	28	29	
調整区分	—	あっせん	—	—	—	
係属日数	1日~10日					
	11日~20日					
	21日~30日					
	31日~60日		3			
	61日~90日		1			
	91日以上		1			
	計	0	5	0	0	0
	平均日数	—	60.0	—	—	—

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等があった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の最近5か年における所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次	25	26	27	28	29	
調整区分	—	あっせん	—	—	—	
所要日数	1日～10日					
	11日～20日		1			
	21日～30日		3			
	31日～60日					
	61日～90日					
	91日以上					
	計	0	4	0	0	0
	平均日数	—	23.8	—	—	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

## 第2節 争議行為予告通知及び実情調査

### 1 争議行為予告通知の概況

平成29年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

#### (1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-7表のとおりであり、平成29年の件数は医療が2件となっている。

(4-7表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路客 道旅客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
25							2	2
26							2	2
27							2	2
28							2	2
29							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

#### (2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

### 2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-8表のとおりであり、平成29年は26件である。

終結状況は、解決22件、打切り1件、繰越し3件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-8表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ せ 移 行	繰越し	計
25		26	26	23	2		1	26
26	1	26	27	24	1		2	27
27	2	26	28	26	1		1	28
28	1	26	27	25	2			27
29		26	26	22	1		3	26

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

### 第3節 個別労働関係紛争のあっせん

#### 1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-9表のとおりである。

平成29年の取扱件数は3件であった。

(4-9表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
25		3	3	1		1	2	1	50.0
26	1	1	2	2			2	0	100.0
27		8	8	1	1	5	7	1	16.7
28	1	4	5		1	4	5	0	0.0
29		3	3			2	2	1	0.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げの件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-10表のとおりである。

平成29年新規申請事件の産業別内訳は、情報通信業が1件、医療、福祉が2件となっており、企業規模別では従業員数10～49人が1件、50～99人が1件、300～499人が1件となっている。

(4-10表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年次		25	26	27	28	29	
新規申請件数		3	1	8	4	3	
産業別	建設業 職別工事業 設備工事業			4 (3) (1)			
	製造業 食料品製造業 印刷・同関連業 化学工業			1 (1)	1  (1)		
	情報通信業 情報サービス業					1 (1)	
	金融業、保険業 保険業				1 (1)		
	不動産業、物品賃貸業 不動産賃貸業・管理業				1 (1)		
	学術研究、専門・技術サービス業 専門サービス業				1 (1)		
	医療、福祉 医療業 保健・衛生 社会福祉 介護事業	1    (1)	1   (1)	1 (1)		2 (1) (1)	
	サービス業(他に分類されないもの) その他の事業サービス業 政治・経済・文化団体	2  (1) (1)		2  (2)			
	企業規模別	1～9人	1		1	3	
		10～49人	1	1	3	1	1
50～99人				3		1	
100～299人							
300～499人						1	
500人以上		1		1			

注) ( ) は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-11表のとおりである。

平成29年の新規申請事件のあっせん事項は、「経営又は人事」に関するものが3件となっている。

(4-11表) あっせん事項別件数(新規)

年次	25	26	27	28	29
あっせん事項					
経営又は人事	2	1	9	4	3
解雇	(1)		(5)	(2)	(1)
配置転換、出向・転籍			(1)		(1)
復職		(1)	(1)	(1)	
懲戒処分			(1)		
退職				(1)	(1)
その他経営又は人事	(1)		(1)		
賃金等			4	3	
賃金未払			(1)	(2)	
賃金減額			(2)	(1)	
諸手当			(1)		
その他	1				

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-12表のとおりである。

(4-12表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	25	26	27	28	29
構成					
公1人、労1人、使1人	2		6	3	3
公2人、労1人、使1人		1			
使1人	1				
指名なし			2	1	
合計	3	1	8	4	3

注) 「使1人」は、使用者側委員のみをあっせん員に指名したまま次年繰越しとなった事件に係るものである。



(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は4-13表のとおりであり、平成29年に終結した事件の平均係属日数は29.0日となっている。

(4-13表) 係属日数別件数

年 次		25	26	27	28	29
係 属 日 数	1日～10日					
	11日～20日	1		1		
	21日～30日	1		2		1
	31日～60日		1	1	3	1
	61日～90日			3	1	
	91日以上		1		1	
	計	2	2	7	5	2
	平均日数	23.5	69.0	45.9	67.6	29.0

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4-14表のとおりである。

(4-14表) 所要日数別件数

年 次		25	26	27	28	29
所 要 日 数	1日～10日	1		1		
	11日～20日	1		1		2
	21日～30日		1		3	
	31日～60日			4		
	61日～90日		1		1	
	91日以上					
	計	2	2	6	4	2
	平均日数	12.0	53.0	36.5	34.3	15.0

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

### 3 あっせん事件の概要

平成 29 年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-15 表のとおりである。

(4-15 表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
29-1 (44)	(申請日) 29.3.7 (終結日) 29.3.28	【申請者】労働者 【被申請者】医療、福祉 (10~49 人) 【あっせん事項】解雇 【あっせん回数】1 回 【経過】 労働者が、説明もなく解雇 (雇止め) されたと主張し、解雇の撤回を求めたもの。 あっせんでは、あっせん員が当事者の互いの主張について説明し、歩み寄る余地を引き出そうとしたが、当事者双方の意向に歩み寄りが見られず、あっせんは打切りとなった。	(公) 太田 (労) 八幡 (使) 佐藤
	打切り		
	22 (12)		29.3.17
29-2 (45)	(申請日) 29.5.1 (終結日) 29.6.5	【申請者】労働者 【被申請者】情報通信業 (50~99 人) 【あっせん事項】配置転換・出向・転籍 【あっせん回数】1 回 【経過】 労働者が、降格の配置転換に納得できないと主張し、降格の撤回を求めたもの。 あっせんでは、あっせん員が当事者の互いの主張について説明し、歩み寄る余地を引き出そうとしたが、当事者双方の意向に歩み寄りが見られず、あっせんは打切りとなった。	(公) 長谷川 (労) 原 (使) 花上
	打切り		
	36 (18)		29.5.18

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
29-3 (46)	(申請日) 29.11.29 (終結日) —	<p>【申請者】労働者 【被申請者】医療, 福祉 (300~499人) 【あっせん事項】退職 【あっせん回数】0回 【経過】 労働者が、復職可能であるにもかかわらず、復職させられず退職扱いとなったと主張し、退職辞令の撤回又は補償金の支払いを求めたもの。 平成29年内に終結せず、翌年に繰り越した。</p>	(公)宮本 (労)鈴木 (使)大里
	繰越		
	— (—)		29.12.18

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあっせん開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

## 第4節 労働相談

### 1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の最近5か年の状況は、4-16表のとおりである。

平成29年の労働相談件数は483件であり、前年(452件)と比較して7%増加した。また、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

(4-16表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		25年	26年	27年	28年	29年
相談件数		174	185	283	452	483
相談内容	組合関係	7	10	12	7	4
	団体交渉	5	3	3	3	2
	解雇	18	10	28	36	26
	配置転換、出向・転籍	7	4	12	11	10
	復職	0	2	2	3	6
	懲戒処分	4	4	4	3	4
	退職	14	19	30	58	51
	賃金・手当	49	54	55	94	110
	労働契約	18	21	12	22	6
	労働時間	9	14	26	23	17
	休日・休暇・休業	16	14	24	41	54
	社会保険・労働保険	20	23	22	47	55
	セクハラ	2	1	1	3	2
	パワハラ・嫌がらせ	34	25	46	63	70
その他	30	46	89	121	142	

注) 1 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。

2 各年の相談内容別の件数は、平成27年の区分の見直しに伴い、改めて集計した件数である。

### 2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の労働相談需要に対応するとともに、労働委員会を県民に広くPRし、あっせん制度の利用機会を拡大することを目的として、4-17表のとおり出前無料労働相談会を県内12箇所で開催し、11件の相談があった。また、月例無料労働相談会を4-18表のとおり開催し、7件の相談があった。

(4-17表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月26日(日) 午後1時～4時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)宮本 (労)柴谷 (使)平野
3月4日(土) 午後1時～4時	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)太田 (労)八幡 (使)花上
6月18日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上市民交流プラザ)	(公)太田 (労)原 (使)大里
6月24日(土) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)中村
	宮古市 (宮古地区合同庁舎)	(公)宮本 (労)鈴木 (使)佐藤
6月25日(日) 午後1時～4時	遠野市 (あすもあ遠野)	(公)本田 (労)古門 (使)平野
	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)柴谷 (使)花上
10月1日(日)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)宮本 (労)柴谷 (使)大里
10月15日(日) 午後1時～4時	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)太田 (労)原 (使)中村
	二戸市 (二戸地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)八幡 (使)佐藤
10月22日(日) 午後1時～4時	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)柴谷 (使)平野
	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)本田 (労)鈴木 (使)花上

※ 10月1日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催。

(4-18表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
1月27日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)古門 (使)中村
2月24日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)原 (使)花上
3月24日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)岡田 (労)八幡 (使)平野
4月28日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)柴谷 (使)佐藤
5月19日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)本田 (労)古門 (使)大里
6月23日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)本田 (労)鈴木 (使)中村
7月28日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)八幡 (使)平野
8月25日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)岡田 (労)原 (使)花上
9月22日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)柴谷 (使)佐藤
10月20日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)古門 (使)大里
11月27日(月)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)平野
12月22日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)鈴木 (使)中村

※ 相談時間は、いずれも午後1時15分～午後2時45分(前日の正午まで予約。先着2名)

## 第5章 労働委員会の活性化

### 1 主な取組内容

- (1) 平成29年度は、「第2次岩手県労働委員会活性化計画（平成28年～30年度）」に基づき、4月からの「IGRいわて銀河鉄道及び三陸鉄道の駅舎内ポスター掲示による広告」をはじめ、新聞広告、大学・高校における「委員による出前講座」の拡充、委員による「委員会周知のポケットティッシュ配布」、広報媒体やホームページ、就職情報誌などを活用したPR活動を積極的に行った。
- (2) また、県民サービスの向上につながる取組として、「労働相談専用フリーダイヤル」を引き続き運用するとともに、委員が県内12地区に出向いて土日に開催する「出前無料労働相談会」のほか、「月例無料労働相談会」の定期実施など、県民の利便への配慮にも努めた。
- (3) 労働委員会内部における取組としては、資質の向上に向けて、終結した事件についての委員間の情報共有やノウハウを目的に「審査・あっせん等終結事案研修会」を実施したほか、労働相談の概要を定例総会に毎月報告するとともに、「委員による講話」を年間3回開催した。
- (4) また、委員及び職員の資質向上に向け、労働紛争解決に係る研修に計画的に派遣するなどした。
- (5) 労働委員会への労働相談件数は、平成25年度のフリーダイヤル設置に加え、上記のような積極的なPR活動等の取組のほか第2次活性化計画による新たな取組の実施により、増加傾向が続いている。また、個別労働関係紛争に係るあっせん申請も一定数あり、労働委員会の認知度は、徐々にではあるが高まってきているものと考えられる。

### 2 今後の取組

- (1) 平成30年度においても、引き続き制度の周知をはじめ、各分野の取組を積極的、計画的に実施しながら、県民にとってより身近で利用しやすい機関となるように努めていくこととしている。
- (2) 第2次活性化計画の最終年となる平成30年度においては、県の広報媒体を通じテレビ・ラジオ・ツイッター等を積極的に活用し情報発信をするなど、積極的に制度の周知を図るとともに、一層の資質の向上を図るため、個別労働紛争解決研修（応用研修）等に委員及び事務局職員を計画的に派遣することなどを予定している。

# 平成 29 年度労働委員会活性化の実施計画及び実施状況 (重点事項)

(H29. 12. 31)

業務内容	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
労働委員会の活性化(認知度の向上、資質の向上、関係機関との連携)					活性化検討委員会 5/19											活性化検討委員会 11/27									活性化検討委員会 2/23
	IGR・三陸鉄道 駅構内駅吊り広告 (H29. 4. 1~H30. 3. 31) 三鉄 (久慈・宮古・釜石・大船渡) 4 駅 (盛岡・青山・厨川・滝沢) 4 駅																								
	委員会による無料相談会 (土日) の開催 ※市町村広報や求人誌等に掲載してPR																								
	委員会による無料相談会 (春季) 北上、奥州、宮古、遠野、久慈																								
	新聞広告 岩手日報 (3回) 5/25・9/23・10/5																								
	委員会による無料相談会 (秋季) 盛岡、大船渡、二戸、一関、釜石																								
	委員会による無料相談会 (年度末) 盛岡、宮古																								
	マスメディアを活用した広報の充実・強化 (テレビ (6回)、ラジオ (8回)、新聞 (4回)、いわてグラフ (1回)、ツイッター (24回)、コンビニ (3回)、県政記者クラブへの資料提供等 (6回))																								
	出前講座 5、6、8、10、11、12、1月																								
	6/23 使側講師 委員会による講話																								
	10/20 外部講師による講話																								
	10/1 関係機関合同労働相談会																								
	12/22 労働講師 委員会による講話																								
	1/26 公側講師 委員会による講話																								
	労働局、法テラス等の合同相談会の準備																								
	労働局、法テラス等の合同相談会の準備																								
	10/1 委員によるポケットディスプレイ配布 (盛岡市)																								
	事前講座 5、6、8、10、11、12、1月																								
	事務局 研究会																								
	労働委員会HPの充実 (随時対応)																								
	Be-j o o フリー掲載 (毎月1日)																								



# 不当労働行為事件命令集

## 決 定 書

申 立 人 X

被申立人 Y

代表者 B

上記当事者間の岩労委平成 29 年（不）第 1 号事件（平成 29 年 1 月 4 日申立て）について、岩手県労働委員会は、平成 29 年 2 月 21 日に第 675 回公益委員会議を開催し、会長公益委員宮本ともみ、公益委員長谷川大、同岡田寛史、同本田純、同太田秀栄が合議を行った結果、次のとおり決定する。

## 主 文

本件申立てを却下する。

## 理 由

### 第 1 請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人は、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者は、単純労務職員として取り扱うこと。
- 2 被申立人は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の認定及び告示の申出を行うこと。
- 3 被申立人は、命令書受領後 30 日以内に、幅 90 センチメートル、長さ 1 メートル 80 センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路（複数ある場合は各道路から）から見やすい場所に、終日、30 日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容の文書を掲示すること。

### 第 2 事案の概要

#### 1 申立ての概要

本件は、被申立人が、臨時的任用職員について、一般行政事務か単純労務職員であるか区別せず一律に一般行政事務とし、条例又は規則に定めず、内規で現場の裁量で決めていることなどから、労働組合法第 3 条に規定する労働者である申立人は、労働組合法第 2 条に定める労働組合に加入できなくなっており、これが、不当労働行為に当たるとして、平成 29 年 1 月 4 日に当委員会に救済申立てがあった事案である。

## 2 当事者等

- (1) 被申立人Y(以下「被申立人」という。)は、肩書地に所在する地方公共団体である。
- (2) 申立人X(以下「申立人」という。)は、肩書地を住所とする個人である。

## 3 審査の経緯

### (1) 申立書の受付

申立人は、被申立人の行為により労働組合に加入できなくなっていることが、不当労働行為に当たるとして、本件申立てを郵送により行い、当委員会は平成29年1月4日付けで受付をした。

しかし、本件申立書は、当事者がどのような雇用関係にあったのかその具体的事実、被申立人が不当労働行為を行った日時・場所・行為等の、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていた。

### (2) 申立人による過去の申立て事案

申立人は、平成28年6月23日、当委員会に対して1件、同年7月19日、大阪府労働委員会に対して2件(同年8月1日、当委員会に移送)の不当労働行為救済申立てをした(岩労委平成28年(不)第1号事件、同第2号事件、同第3号事件)。

これに対し、当委員会は、申立て内容に不明な点があったため、複数回にわたり、当委員会事務局あて連絡するよう依頼する旨の文書を申立人あて送付したが、申立人からは何の連絡もなかった。

その後、当委員会は、同年11月14日の第672回公益委員会議において、申立人あて補正勧告を行うことを決定し、申立人に通知したところ、申立人は、同年11月24日、「補正書」と題する文書を当委員会に提出した。

しかしながら、当委員会は、当該「補正書」によっても、「不当労働行為を構成する具体的事実」及び「請求する救済内容」を把握することはできず、申立ての内容が補正されたとは認められないため、その補正がなされないものであるとして却下することを決定し、同年12月8日、申立人に決定書の写しを交付した。

### (3) 申立人に対する補正勧告

当委員会は、平成29年1月24日の第674回公益委員会議において、本件申立書が、労働委員会規則第32条第2項に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていたため、上記(2)の事務局からの依頼に対して何の連絡もなかった経緯も踏まえ、同年2月3日までにその補正を行うよう勧告することを決定し、同年1月25日付け特定記録郵便で申立人に通知した。

### (4) 補正

(3)の補正勧告に対し、申立人は平成29年2月3日に「回答書」と題する文書を提出した。しかし、申立人は、同回答書において、補正は申立て段階で行うものではなく、審査で行われなくてはならないものであることから、当該補正勧告は違法であるため、補正しないとの主張を行うのみで、補正勧告に応じなかった。

### 第3 判断

以上の経緯のとおり、本件申立ては、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する要件を欠き、その補正がなされないものである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第1号を適用して主文のとおり決定する。

平成29年2月21日

岩手県労働委員会

会 長 宮本 ともみ

# 資 料 編

1 不当労働行為（不正労働行為）事件数

(1) 不正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 年別	取扱件数							終結件数						次年繰越件数		
	新規申立て							合計	処罰請求	打切り	勧告和解	自主解決	警告		合計	
	申立人別			該当法条別												
	組合	個人	組合・個人	職権	旧労組法十一条	旧労調法旧四十条	計									
昭21	1				1		1	1			1			1		
22		2	1		2	1	3	3			2	1		3		
23	1	1		2	3	1	4	4	1	1		1		3	1	
24	1	2	1	1	4		4	5		1	2	1	1	5		
計	—	4	4	1	3	10	2	12	—	1	2	5	3	1	12	—

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～平成29年）

区分 年別	取扱件数											終結件数							次年繰越件数							
	新規申立て											合計	取下・和解		命令・決定					合計						
	申立人別			労働組合法第7条該当号別									小計	取下	和解 無関与	救済		棄却			却下					
	組合	個人	組合・個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3					1・2・3	全					一	棄却	却下		
昭24		3	1		2						2			4	4		1	2						3	1	
25	1	1	5		5						1			6	7	1		3	1			2			7	
26		1	1		1									2	2	1	1								2	
27		1	2		1						1			3	3		1	1							2	1
28	1	1	2		1						2			3	4	1		1	1						3	1
29	1	1									1			1	2	1									1	1
30	1	3	1		1		2				1			4	5	1	2	2							5	
31			1		1									1	1			1							1	
32		1			1									1	1			1							1	
33			1		1									1	1			1							1	
34		7				1	2				2			7	7		2	1	1						4	3
35	3	2					1				1			2	5		1	4							5	
36		3				1					1		1	3	3		1	1							2	1
37	1	2			1						1			2	3	1	1	1							3	
38		4	1		1		3						1	5	5		3			1	1				5	
39		1	1		2									2	2			1							1	1
40	1	2									1			2	3			1							1	2
41	2	2		1							3			3	5			1							1	4
42	4	1		4	4								1	5	9			1 (1)							1	8
43	8	2		2	1	1					1	1		4	12	2		1	1						4	8
44	8	4		8	10		1				1			12	20		1	3							4	16
45	16	1	1	3	1						4			5	21		11	1							12	9
46	9			1	1									1	10		2								2	8
47	8														8		1	1	1 (1)						3	5
48	5	2		2	2								2	4	9		2	1							3	6
49	6	5		2	1	4					1			7	13		2	1		1					4	9
50	9	4		1		1					3			5	14		1	1	1	1					4	10
51	10	1		2	1		1				1			3	13		1	1	3						5	8
52	8	2	1	1	1						2			4	12	1									1	11
53	11	3					1				1			3	14			6							6	8
54	8	8		1	1	2	2				1	2		9	17	2									2	15

区分 年別	取扱件数												終結件数							次年 繰越 件数				
	前 年 繰 越 し	新規申立て											合 計	取下・和解			命令・決定				合 計			
		申立人別			労働組合法第7条該当号別									小 計	取 下 げ	和解		救済				棄 却	却 下	
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3				1 ・ 2 ・ 3	無 関 与	関 与	全 部					一 部
昭55	15	4			1						1	2	4	19	1	2	4					7	12	
56	12	3	1	1		1					2	1	1	5	17	1				2			3	14
57	14	5					1				2	1	1	5	19	2	2	2		1			7	12
58	12	9				1	2			1	3		2	9	21		2	2					4	17
59	17	11		1	2	7	2						1	12	29	4	6	5					15	14
60	14	2			1						1			2	16		3	2	1				6	10
61	10	4		1	1	1					1		1	5	15	2		3					5	10
62	10	7				1					2			7	17		1	1	1				3	14
63	14	3					2				1			3	17				1				1	16
平元	16	3				1	1				1			3	19		1		6				7	12
2	12														12				4				4	8
3	8														8					1			1	7
4	7	2					1				1			2	9									9
5	9	1					1							1	10		1		1				2	8
6	8			1							1			1	9									9
7	9														9					1			1	8
8	8	1											1	1	9									9
9	9	2					2							2	11	1		1					2	9
10	9	4									1		3	4	13			2					2	11
11	11	4				1				2		1		4	15									15
12	15	2											2	2	17	1			1				2	15
13	15														15	1		4	2				7	8
14	8														8						1		1	7
15	7	1				1								1	8									8
16	8														8				1				1	7
17	7	2										2		2	9	1							1	8
18	8														8				1				1	7
19	7	1								1				1	8	4						3	7	1
20	1	1				1								1	2						2		2	
21		1				1								1	1			1					1	
22																								
23		1											1	1	1			(1)	1(1)					1
24		1										1		1	1			1						1
25		1				1								1	1									1
26	1	1											1	1	2			1					1	1
27	1	1								1				1	2			1					1	1
28	1		3				1			2				3	4			1			3		4	
29			2				1			1				2	2						1		1	1
計	—	146	24	32	46	27	25	2	8	52	1	13	28	202	—	29	50	66	30	13	6	7	201	—

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
1	昭和24(不)7	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)
2	25(不)4		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—
4	27(不)3	○		27. 12. 24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	—
5	31(不)1		1	31. 8. 11	31. 10. 11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)
7	34(不)1	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	○		38. 3. 13	38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2	○		38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却	再審査(労)
10	39(不)2	○		39. 6. 4	41. 10. 14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	—
12	41(不)1	○		41. 3. 28	47. 11. 15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)
13	49(不)7	○		49. 8. 31	49. 12. 27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)(労)
14	45(不)5	○	1	45. 12. 12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)
15	50(不)2	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)



整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	最終状況	不服申立状況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノータイス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行訴(使)
19	昭和54(不)1	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	行訴(使)
20	54(不)5	○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	
21	52(不)4		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交承諾、ポストノータイス	全部救済	—
23	59(不)11	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノータイス	全部救済	—
24	62(不)7	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交承諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2	○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	
27	62(不)3	○		62. 8. 3	元. 6. 22	668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
28	62(不)6	○		62. 11. 18		583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	
29	62(不)5	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交承諾、ポストノータイス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	最終状況	不服申立状況
		組合	個人							
35	63(不)3	○		63.11.22	3.3.25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)
36	平成4(不)2	○		4.6.1	5.9.28	485	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	6.6.6	7.7.31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	一部救済	—
38	平成10(不)1	○		10.5.8	12.3.6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		11.1.13	13.6.21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行訴(使)
40	11(不)2	○		11.4.20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	—
41	4(不)1	○		4.3.25	14.3.27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		15.11.4	16.11.18	381	2	団交応諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		17.7.14	18.6.15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、団交応諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	48.10.9		12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部取下げ)	—
45	50(不)1	○	14	50.1.14	19.2.27	11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部取下げ)	—
46	51(不)3	○	19	51.6.2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部取下げ)	—
47	51(不)1	○	1	51.1.28		11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	52.8.18		10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	56.2.27	19.6.25	9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	61.2.10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取下げ (一部却下)	—

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	結 年月日	処 日数	労 法 第 7 条 該 当 号	請求する救済の内容	結 状 況	不 服 申 立 状 況
		組 合	個 人							
51	19(不)1	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交応諾	棄 却	再 審 査 ( 労)
52	20(不)1	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交応諾、ポストノーテイス	棄 却	—
53	21(不)1	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交応諾、ポストノーテイス	全 部 救 済	—
54	23(不)1	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交応諾、ポストノーテイス	全 部 救 済	—
					23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーテイス、謝罪	一 部 救 済	—
55	25(不)1	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交応諾	全 部 救 済	再 審 査 ( 使)
56	27(不)1	○		27. 9. 1	28. 2. 26	179	2	団交応諾	全 部 救 済	—
					28. 9. 30	396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解協定の履行	一 部 救 済	再 審 査 ( 使)
57	28(不)1		○	28. 6. 23	28. 12. 8	169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再 審 査 ( 労)
58	28(不)2		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再 審 査 ( 労)
59	28(不)3		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノーテイス	却 下	再 審 査 ( 労)
60	29(不)1		○	29. 1. 4	29. 2. 28	56	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再 審 査 ( 労)

(注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーテイスは、文書揭示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。  
2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書本文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。  
また「一部救済」とは、命令書本文中に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。  
ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。

3 労働争議の調整事件数（昭和21年～平成29年）

区 分 年 別	取扱総件数		あ っ せ ん						取 扱 種 別						仲 裁											
	線 越 し	新 規	件 数		規 移 6 5	取 下 げ	取 扱 決	打 切 り	線 越 し	線 越 し	件 新 規	計	規 移 7 0	取 下 げ	取 扱 決	不 調 り	打 切 り	線 越 し	計	規 移 7 9	取 扱 決	取 下 げ	打 切 り	線 越 し		
			線 越 し	新 規																						
昭21	2	2	2	2			2																			
22	10	7	7	7			6	1		3	3															
23	32	25	25	25		1	17	4	3	7	10					2	3	1								
24	19	23	19	22		2	20			1	1															
25	17	17	15	15		2	13			2	2					1										
26	17	17	16	16			14	2		1	1															
27	17	17	17	17		1	14	1	1																	
28	22	23	21	22		4	15	3		1	1															
29	15	15	14	14		2	10	1	1	1	1					1										
30	18	19	18	19		2	14	2	1																	
31	18	19	18	19			13	5	1																	
32	13	14	13	14		1	9	4																		
33	12	12	12	12			8	4																		
34	19	19	19	19			15	4																		
35	10	10	10	10		1	9																			
36	23	23	23	23		1	17	5																		
37	20	20	19	19		1	12	6		1	1					1										
38	30	30	28	28		6	14	7	1	2	2					2										
39	33	33	32	32		2	17	5	1	1	1					1										
40	28	29	22	23		6	8	9		5	5					3								1	1	
41	20	21	16	16		2	9	5		(1)	3				(1)	2								1	1	
42	31	33	29	29		14	9	4	2	2	3					1								1	1	
43	24	28	23	25		8	12	1	1	1	3					3										
44	23	24	19	20		4	3	4	1	(4)	4				(4)	4										
45	21	22	18	19		8	10	1		3	3				3											

区分 年別	取扱総件数		あ っ せ ん										取 扱 種 別				仲 裁				
	繰越し	新規	件数		規6	規5	取移	取下げ	取決	果打	繰越し	繰越し	件数		規7	規9	取移	取決	果打	繰越し	
			繰越し	新規									繰越し	新規							繰越し
46	0	23	23	(0)	23	0	20	20	1	3	6	10	0	3	(0)	3	2	1	0	0	0
47	0	23	23	(0)	18	0	18	18	6	6	3	9	0	5	(0)	5	3	1	0	0	0
48	0	19	19	(0)	19	0	19	19	10	10	3	6	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0
49	0	32	32	(2)	28	0	28	28	1	9	6	11	1	4	(0)	4	4	0	0	0	0
50	1	32	33	(0)	30	1	29	30	2	2	15	13	0	2	(0)	2	1	1	0	0	1
51	1	14	15	(1)	13	0	13	13	7	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
52	1	11	11	(1)	10	1	10	10	1	11	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	1	40	41	(1)	40	1	40	41	1	11	18	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1
54	1	20	21	(1)	20	1	20	21	1	2	8	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55	1	8	8	(1)	8	1	8	8	2	2	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
56	1	23	24	(1)	23	1	23	24	8	8	5	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1
57	1	26	26	(1)	25	1	25	26	11	11	3	7	4	1	1	1	1	1	1	1	1
58	4	20	24	(1)	16	4	16	20	3	3	6	9	2	4	4	2	1	1	1	1	1
59	2	22	24	(2)	22	2	22	24	9	9	6	5	4	1	1	1	1	1	1	1	1
60	4	17	21	(4)	16	4	16	20	11	11	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
61	1	19	20	(1)	19	1	19	20	7	7	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
62	1	15	16	(1)	14	1	14	15	5	5	3	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
63	2	7	9	(2)	7	1	7	8	3	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平元	2	10	10	(2)	10	0	10	10	8	8	1	4	0	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	7	8	(1)	7	1	7	8	2	2	2	4	0	1	1	1	1	1	1	1	1
3	3	3	3	(3)	3	0	3	3	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	2	3	5	(2)	3	2	3	5	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	1	6	7	(1)	6	1	6	7	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	2	5	7	(2)	5	2	5	7	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	1	3	4	(1)	3	1	3	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分 年別	取扱総件数		あ っ せ ん										取 扱 種 別													
	繰越し	新規	件数		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果		取 扱 結 果											
			繰越し	新規	規 6	規 5	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ	取 下 げ									
8	2	6	8	5	6	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1									
9	2	9	11	9	11	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
10	1	7	8	6	7	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
11		4	4	4	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
12		4	4	3	3	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
13		3	3	3	3	4	3	5	2	3	2	2	2	2	2	2	2									
14	3	8	11	8	11	1	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2									
15	2	6	8	5	7	4	1	4	2	4	2	2	2	2	2	2	2									
16		4	4	4	4	2	1	4	2	4	2	2	2	2	2	2	2									
17	4	3	7	3	7	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									
18	2	3	5	3	5	3	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
19		2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
20		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
21		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									
22	1	2	3	2	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
23																										
24		2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
25																										
26		5	5	5	5	3	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2									
27																										
28																										
29																										
合計	64	(54)973	(54)1,037	52	(49)905	(49)957	6	218	(28)438	(21)243	52	9	(5)65	(5)74	2	12	(5)31	14	6	9	3	3	6	1	2	3

注) 1 ( ) 書きは、職権調整事件数 (内数) を表す。

2 「取扱結果」欄の「規65Ⅱ」、「規70Ⅱ」及び「規79」は、それぞれ労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項及び第79条による処理件数を表す。

4 個別労働関係紛争のあっせん事件数（平成14年～平成29年）

区分 年別	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
	前繰越し	新規	計	解決	取下げ	打ち切り	不開始	計	
平 14		5	5	3	1			4	1
15	1	2	3		2	1		3	
16		2	2	2				2	
17		7	7	6	1			7	
18		1	1			1		1	
19		2	2	1	1			2	
20									
21		1	1		1			1	
22		2	2	1		1		2	
23		2	2				1	1	1
24	1	3	4	3			1	4	
25		3	3	1		1		2	1
26	1	1	2	2				2	
27		8	8	1		5	1	7	1
28	1	4	5			4	1	5	
29		3	3			2		2	1
合計	—	46	50	20	6	15	4	45	—

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあっせん」業務を行っている。





**第2次 岩手県労働委員会活性化計画  
(平成28～30年度)**

**平成28年4月**

**岩手県労働委員会**

**第2次 岩手県労働委員会活性化計画**  
(平成28～30年度)

**目 次**

<b>1 労働委員会の現状と課題について</b>	<b>1</b>
(1) 取扱件数の現状	1
(2) 本県労働委員会活性化のこれまでの取組状況	3
(3) 本県労働委員会の課題	5
<b>2 第2次岩手県労働委員会活性化計画について</b>	<b>6</b>
(1) 計画の趣旨及び基本方針	6
(2) 計画期間	6
(3) 成果の検証と次年度実施計画の策定	6
(4) 計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容	6

# 1 労働委員会の現状と課題について

## (1) 取扱件数の現状

近年の労使紛争は、全国的に、労働組合の組織率の低下等から、集团的労使紛争が、低いレベルで推移する一方、非正規労働者の増加等による雇用形態の多様化やハラスメントの顕在化等から、個別労働関係紛争へと比重が移行しているが、本県労働委員会における事件の取組件数は、近年は年間1桁台と低水準で推移してきた。

こうした中で、本県労働委員会への労働相談件数は、平成25年度に労働相談専用フリーダイヤルを開設して以降大幅に増加したが、岩手県労働委員会活性化計画の期間を通じた積極的なPR活動等の取組により、平成27年度の労働相談件数がさらに大きく増加するなど増加傾向が継続しているほか、平成27年度の個別労働関係紛争に係る申請件数が大幅な増加を示している。

① **岩手県内の状況** 本県の労働委員会その他関係機関で取り扱った労使問題の件数は、表1のとおりであり、労働委員会の取扱件数は、審査事件、調整事件ともに数件にとどまっている。また、個別労働関係紛争あっせん事件については、平成27年度において取扱件数が上向いているが、他の関係機関と比べて少ない状況にある。

表1 労働委員会その他関係機関の取扱件数（岩手県）

年 度	岩 手 県 労 働 委 員 会				岩手労働局（紛争調整委員会あっせん）	盛岡地方裁判所（労働審判）
	不当労働行為事件	労働争議調整事件	個別紛争あっせん事件	相談件数		
24	1	2	5	95	43	10
25	1	2	1	202	59	7
26	1	5 (2)	1	191	46	10
27	2 (1)	0	9	322	52	10

(注) 括弧内の数値は、前年度からの繰越分であり、内数である。

② **北海道・東北各県の状況（個別労働関係紛争あっせん事件）** 個別労働関係紛争のあっせん事件についての北海道・東北各県における取扱件数は表2のとおりであり、本県は、ブロック内の各県と比べ少ない方であったが、平成27年度においては同程度の水準となっている。

表2 北海道・東北各県における個別労働関係紛争あっせん事件の取扱件数

年 度	北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
24	24	8	5	2	9	2	0
25	30	5	1	5	4	1	0
26	25	2	1	5	6	1	3
27	25	3	9	10	3	7	6

③ 先進県の状況（個別労働関係紛争あつせん事件及び労働審判） 個別労働関係紛争に係る労働委員会及び労働局のあつせん事件と労働審判の件数について、本県労働委員会と比較して委員数・事務局職員数において同程度の規模で、新規係属事件が多い県の状況をみると、取扱件数は表3～5のとおりとなっている。

これらのいわゆる先進県においては、労働委員会のあつせん事件の件数が、労働審判件数を上回ったり、あるいは、労働局あつせん件数に近づいている県もある。

表3 労働委員会個別労働関係紛争あつせん事件の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	9	29	11	21	24	5	338
25	17	25	7	45	15	1	376
26	11	32	3	40	18	1	358
27	16	29	10	14	14	9	370

表4 労働局あつせん事件の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	66	42	40	46	34	43	6,047
25	46	32	23	52	36	59	5,712
26	66	40	23	31	31	46	5,010
27	60	32	30	18	26	52	4,775

表5 労働審判の取扱件数

年 度	新潟県	鳥取県	島根県	徳島県	高知県	岩手県	全 国
24	27	8	5	9	5	11	3,660
25	46	18	6	20	7	7	4,565
26	17	2	5	11	8	10	3,416
27	16	6	7	11	10	10	3,679

## (2) 本県労働委員会活性化のこれまでの取組状況

平成16年1月、個別労働関係紛争に係る労働相談について調査検討することを目的として「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」が設置され、その後、平成25年1月の定例総会において、名称を「活性化検討委員会」に改め、さらなる活性化の取組を進めることとなった。平成25年3月、活性化計画を策定し、表6のとおり様々な活性化に関する取組を進めてきた。

表6 本県労働委員会活性化のこれまでの取組

区分	内容
県民の認知度を高める取組	県HPトップページへのリンク、内容の充実・強化、マスメディアを活用した情報発信、求人誌を活用した情報発信、労働委員会独自の方法による情報発信（労働委員会独自のポスターやチラシ、のぼり旗、バス車内広告）、記者会見の活用、出前講座の実施（学校での出前講座、経営者を対象とした労働相談の強化を含む）、新聞における労働相談Q&Aの連載、労働相談専用フリーダイヤルの設置・愛称の設定、関係機関と合同による無料労働相談会の実施、経営者を対象とした労働相談の強化（出前講座と併せて実施）、委員による月例無料労働相談会の実施、委員による出前無料労働相談会の実施
資質の向上・体制の充実にを図る取組	個別あっせんの進め方の簡素化、不当労働行為の審査の目標期間の達成、現地あっせんの実施、ブロック総会等議題勉強会、ブロック協議会研修会、審査・あっせん等終結事案研修会、委員による講話等、労働相談の概要に係る定例総会での報告、委員派遣研修等、事務局研究会、事務局職員研修
関係機関と連携する取組	関係機関と合同による無料労働相談会<再掲>、知事部局や労働局主催の会議への参加、岩手労働局と個別あっせんでの連携強化

こうした取組の中で、特徴的な取組としては、次のようなものが挙げられる。

- ① **制度周知の取組** 労働委員会の認知度向上に向けた制度周知の取組として、本県労働委員会が独自に作成した、公労使三者構成の特長等を掲載するポスター・チラシやのぼり旗を、ハローワークや商工団体等の関係機関、スーパー、コンビニ等に広く掲示、配架などするとともに、広報媒体やホームページ、就職情報誌などを活用したPRを積極的に行った。
- ② **県民サービスの向上につながる取組** 制度周知と併せて、特に県民サービスの向上につながる取組として、「労働相談専用フリーダイヤル」を引き続き運用するとともに、委員が県内12地区に出向いて土日に開催する「出前無料労働相談会」、労働者・経営者団体に出向いて紛争解決のポイント等を紹介する「出前講座」を

実施したほか、遠隔地にある事業所所在地での「現地あっせん」や「夜間あっせん」を実施するなど、県民の利便への配慮にも努めた。

③ **労働委員会制度創設70周年を契機とした取組** 平成27年度が労働委員会制度創設70周年となるのを契機として、平成27年10月の「個別労働紛争処理制度周知月間」に合わせ、「月例無料労働相談会」、「学校での出前講座」を開始した。また、同周知月間の取組として、県内大手バス会社2社の路線バス全車両への「バス車内広告」も実施した。

④ **労働委員会内部における情報共有等の取組** 労働委員会内部における取組としては、資質の向上に向けて、終結した事件についての委員間の情報共有やノウハウの蓄積に資する「審査・あっせん等終結事案研修会」や、労働相談の概要の定例総会への月例報告を開始するとともに、「委員による講話」を年間3回開催することとした。

### (3) 本県労働委員会の課題

労働委員会は、昭和21年3月の制度創設以来、集団的労使紛争の唯一の専門的な解決機関として長い歴史を有するところであるが、本県労働委員会が個別労働関係紛争を取り扱うことになったのは、平成14年8月の条例施行後であり、比較的歴史が新しいところである。

このような中で、近年は全国的に、労働組合の組織率の低下等から集団的労使紛争が減少し、個別労働関係紛争の比重が増してきている。

こうしたことから、労働者個人あるいは小規模の事業者をはじめとした県民への労働委員会制度の一層の周知を図り、認知度の向上を図ることが、重要な課題となっており、引き続き、労働委員会の三者構成の良さを中心に積極的なPR等を推進し、県民にとってより身近で利用しやすい機関となるよう努めていく必要がある。

以下に、上記のような労働委員会制度の周知の推進をはじめ、本県労働委員会の課題を示すこととする。

- ① **労働委員会制度の周知の推進** 利用者となるべき労働者、労働組合、使用者の労働委員会に対する認知度が低いことから、県民に対する労働委員会制度の一層周知の推進が求められている。
- ② **委員及び職員の更なる資質向上** 非正規雇用の増加等による雇用環境の変化、個別労働関係紛争の増加など、複雑、多様化する労働問題に適切に対応するため、委員及び職員の更なる資質の向上が求められている。
- ③ **関係機関との連携の推進** 活性化の取組を効果的に進めるにあたって、労働局等の他の機関との連携の推進が求められている。
- ④ **社会環境変化に対応した取組** 労働組合組織率の低下や非正規雇用の増加等による雇用環境の変化、労働法制の見直しの動き、個別労働関係紛争の増加など、労働委員会を取り巻く環境の変化への適切な対応が求められている。
- ⑤ **労働局あっせん打切り事案への対応** 岩手労働局のあっせんが打切りになった場合、労働委員会のあっせん制度を紹介してもらうなどの連携強化の取組を進めているが、解決が難しい事例が多く見受けられることから、こうした事案への適切な対応が求められている。

## 2 第2次岩手県労働委員会活性化計画について

### (1) 計画の趣旨及び基本方針

本県労働委員会の活性化については、これまでも計画的に取り組んできたところであるが、今後においても、引き続き計画的にその取組を推進し、不断の改善に努めていく必要がある。

こうした考え方から、「第2次岩手県労働委員会活性化計画」を策定し、この計画に基づき、継続して、労働委員会制度の周知をはじめとする各分野の取組を積極的に実施していくものとする。

また、計画の基本方針は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、次のとおりとすることとし、労働委員会を取り巻く社会環境の変化等にも柔軟に対応していくものとする。

- 県民にとってより身近で利用しやすい組織となるよう、労働委員会に対する**県民の認知度を高める取組**を推進する。
- 認知度が高まることにより、労働委員会に持ち込まれる多様な労使の問題に対応できるよう、委員及び職員の一層の**資質の向上・体制の充実を図る取組**を進める。
- これらの取組を効果的に推進するため、他の**関係機関と連携する取組**を強化する。

### (2) 計画期間

この計画の対象期間は、平成28年度から平成30年度までの3か年とする。なお、この計画における取組は、原則として3年間にわたり継続して実施することとし、毎年度、検証と見直しを行いながら、段階的に進めていくものとする。

### (3) 成果の検証と次年度実施計画の策定

この計画における取組は、原則として年内に実施することとし、翌年1月に活性化検討委員会を開催して、それぞれの成果を検証するとともに、必要な見直しを行って、次年度の活性化実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

### (4) 計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容

この計画の目標年次である平成30年度の取組目標と平成28年度実施計画の取組内容は、表7のとおりとする。



表7 第2次活性化計画の取組目標及び平成28年度実施計画の取組内容

区分	取組目標【H30】	平成28年度実施計画		取組実績																										
		H28	取組内容	H25	H26	H27																								
<b>1 県民の認知度を高める取組</b>																														
<b>1 わかりやすいホームページの作成</b>																														
県HPトップページへのリンク	年40回	35回	○ニュースリリース（県HPトップページ） ⇒アクセス数が多い県HPトップページにある「新着情報」や「カレンダー」などに情報を掲載し、労働委員会HPへの誘導を図る。	3	6	12																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新着</th> <th>カレンダー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13 (1)</td> <td>12 (1)</td> <td>25 (2)</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>4 (4)</td> <td>3 (3)</td> <td>7 (7)</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2 (2)</td> <td>0 (0)</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20 (8)</td> <td>15 (4)</td> <td>35 (12)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	新着	カレンダー	計	月例無料相談会	13 (1)	12 (1)	25 (2)	出前無料相談会	4 (4)	3 (3)	7 (7)	出前講座	2 (2)	0 (0)	2 (2)	個別労働紛争処理制度周知月間	1 (1)	0 (0)	1 (1)	計	20 (8)	15 (4)	35 (12)			
区分	新着	カレンダー	計																											
月例無料相談会	13 (1)	12 (1)	25 (2)																											
出前無料相談会	4 (4)	3 (3)	7 (7)																											
出前講座	2 (2)	0 (0)	2 (2)																											
個別労働紛争処理制度周知月間	1 (1)	0 (0)	1 (1)																											
計	20 (8)	15 (4)	35 (12)																											
内容の充実・強化	年30回	24回	○ニュースリリース（労働委員会HP） ⇒ホームページの内容を充実強化するほか、構成を随時見直しする。	3	5	12																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13 (1)</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>4 (4)</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24 (12)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	件数	月例無料相談会	13 (1)	出前無料相談会	4 (4)	出前講座	2 (2)	個別労働紛争処理制度周知月間	1 (1)	労働相談実績等	2 (2)	フリーダイヤル	2 (2)	計	24 (12)											
区分	件数																													
月例無料相談会	13 (1)																													
出前無料相談会	4 (4)																													
出前講座	2 (2)																													
個別労働紛争処理制度周知月間	1 (1)																													
労働相談実績等	2 (2)																													
フリーダイヤル	2 (2)																													
計	24 (12)																													
労働相談Q&Aの拡充	年1回	1回	○労働相談Q&Aの拡充（労働委員会HP） ⇒利用者が必要とする労働委員会制度等に関する情報を提供する <b>労働相談Q&amp;A（労働委員会HP）の毎年度の充実</b> を図る。	1	1	1																								
<b>2 情報発信の拡充</b>																														
マスメディアを活用した情報発信	年35回	30回	○県広報媒体の活用 ⇒県のテレビ・ラジオ番組・県広報紙（いわてグラフ）等を活用しながら、情報発信を推進する。	24	23	26																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ</td> <td>4 (3)</td> <td>労使トラブル2 (2) 月例無料相談会1 (0) 出前無料相談会1 (1)</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>10 (9)</td> <td>労使トラブル3 (3) 月例無料相談会3 (2) 出前無料相談会2 (2) 出前講座1 (1) 個別紛争周知月間1 (1)</td> </tr> <tr> <td>いわてグラフ</td> <td>3 (3)</td> <td>労使トラブル1 (1) 月例無料相談会1 (1) フリーダイヤル1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	回数	内容	テレビ	4 (3)	労使トラブル2 (2) 月例無料相談会1 (0) 出前無料相談会1 (1)	ラジオ	10 (9)	労使トラブル3 (3) 月例無料相談会3 (2) 出前無料相談会2 (2) 出前講座1 (1) 個別紛争周知月間1 (1)	いわてグラフ	3 (3)	労使トラブル1 (1) 月例無料相談会1 (1) フリーダイヤル1 (1)															
区分	回数	内容																												
テレビ	4 (3)	労使トラブル2 (2) 月例無料相談会1 (0) 出前無料相談会1 (1)																												
ラジオ	10 (9)	労使トラブル3 (3) 月例無料相談会3 (2) 出前無料相談会2 (2) 出前講座1 (1) 個別紛争周知月間1 (1)																												
いわてグラフ	3 (3)	労使トラブル1 (1) 月例無料相談会1 (1) フリーダイヤル1 (1)																												

区分	取組目標【H30】	平成 28 年度実施計画			取組実績			
		H28	取組内容		H25	H26	H27	
			コンビニ	3 (3)	出前無料相談会 3 (3)			
			新聞	1 (1)	フリーダイヤル 1 (1)			
			データ放送	2 (2)	労使トラブル 1 (1) フリーダイヤル 1 (1)			
			SNS	7 (5)	月例無料相談会 2 (2) 出前無料相談会 2 (1) フリーダイヤル 2 (1) 個別紛争周知月間 1 (1)			
			計	30 (26)				
求人誌を活用した情報発信	年 12 回	12 回	○無料広告掲載 ⇒求人情報誌に毎月広告を掲載（無料） 岩手・青森・秋田求人情報 月刊Be-Job（毎月 20 日発行）			12	12	12
労働委員会独自の方法による情報発信	随時	随時	○県広報媒体以外の方法による情報発信 ⇒個別労働紛争周知月間を中心として、他の労働紛争解決機関との差別化（三者構成によるきめ細かな解決支援、無料、迅速等）が図られるような広告の実施 （テレビ広告・番組出演、列車中吊り広告、ポスター・チラシ、リーフレット、ポケットティッシュ）			-	3	1
記者会見の活用	随時	1 回	○プレスリリース（県政記者クラブでの会見） ⇒社会的に重要又は影響が大きい事項の発表については会長会見を実施する。			1	-	1
記者クラブへの投げ込み	年 5 回	5 回	○プレスリリース（記者クラブへの投げ込み） ⇒プレスリリースによる効果的な情報発信			1	2	5
			区分	回数				
			労働相談実績等	2 (2)				
			出前無料労働相談会	3 (3)				
			計	5 (5)				
出前講座の実施	年 11 回	8 回	○出前講座 ⇒学校については、専門学校に加え、高校及び大学で実施する。			3	2	5
			区分	取組目標	H28 計画			
			労働者団体	1	1 (1)			
			経営者団体	3	2 (1)			
			学校	高校	3	1 (0)		
				専門学校	2	2 (1)		
				大学	1	1 (0)		
				小計	6	4 (1)		
			労使団体	随時	0 (1)			
			労働局	1	1 (1)			
			合計	11	8 (5)			
<b>3 労働相談の充実強化</b>								
労働相談専用フリーダイヤルの運用	通年	通年	○労働相談専用フリーダイヤルの運用 ⇒専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。 （平日 8:30～17:15）			1	継	継

区分	取組目標 【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
フリーダイヤルの愛称の活用	通年	通年	○フリーダイヤルの愛称の活用 (H25. 4. 26 設定) ⇒「労働相談なんでもダイヤル」の広報 0120-610-797 (ろうどうでくな)	1	継	継
関係機関と合同による無料労働相談会の実施	年 2 回	1 回	○関係機関との合同労働相談会 ⇒労働局等の関係機関との合同での労働相談会を実施する。 (10月)	1	1	1
経営者を対象とした労働相談の強化 (出前講座との併催等で実施)	年 1 回	1 回	○出前講座の際の労働相談 (経営者を対象) ⇒経営者が相談しやすい体制を強化するため、紛争解決制度や労働問題に関するセミナー等と労働相談会を同時に開催する。 (商工団体、小規模な企業団体等への周知を継続する)	1	1	-
委員による月例無料労働相談会の実施	年 12 回	12 回	○委員による月例無料労働相談会 ⇒労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある公労使委員が、労使間の問題解決に向けて、毎月無料でアドバイスする。 (月 1 回、原則第 4 金曜日、13:15~14:45、1 人 45 分以内、予約制)	-	-	6
委員による出前無料労働相談会の実施	年 3 回 12 地区	3 回 12 地区	○委員による出前無料労働相談会 ⇒委員が、地域に出向いて出前の無料労働相談会を実施する。 (6月、10月、2~3月)	3 12	3 12	3 12
<b>II 資質の向上・体制の充実に図る取組</b>						
<b>1 手続きの見直し、簡素化等</b>						
個別あっせんの進め方の簡素化及び手続の改善	随時	随時	○簡素化・改善 ⇒当事者が利用しやすいように個別あっせんの進め方の簡素化、手続の改善を図る。 ・個別労働関係紛争における冒頭及び終結時のセレモニーの簡素化 ・個別あっせんにおける終結時及び終結後の各当事者に対する対応の改善	1	1	7
不当労働行為の審査の目標期間の達成	通年	通年	○審査の目標期間 ⇒審査の迅速化のため、不当労働行為事件の審査の目標期間 (団交拒否事件 6 か月、通常事件 1 年) を達成する。 ※目標期間達成のための新たな取組 (1) 第 1 回調査期日の早期の設定 (30 日以内) (2) 申立事実の早期の整理 (できる限り第 1 回調査までに) (3) 代理人不在の場合の対応 (当事者への丁寧な説明と定型化) (4) 期日の複数回の一括設定 (2~3 回)	継	継	継
現地あっせん・夜間あっせんの実施	随時	随時	○現地あっせん、夜間あっせん ⇒当事者が希望する場合、盛岡以外の現地に出向いてあっせんを行う。 (当事者の希望や事情等を考慮)	-	2	1

区分	取組目標【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
<b>2 委員及び職員の資質向上</b>						
三者研修会	年 19 回	21 回	○三者研修会⇒継続して実施する。	4	4	19
(1) ブロック 総会等議題 勉強会	年 2 回	4 回	○ブロック総会研修課題勉強会 1 (1) (4 月) ○ブロック研修会研修課題勉強会 3 (1) (7・9・10 月) ⇒研修議題に係る委員全員による勉強会を実施し、委員及び職員の資質向上・情報共有を図る。	2	2	2
(2) ブロック 協議会研修会	年 1 回	1 回	○ブロック研修会 (10 月) ⇒本県において円滑に開催する。	1	1	1
(3) 審査・あっ せん等終結 事案研修会	随時	随時	○審査・あっせん等終結事案研修会 ⇒審査・あっせん等終結事件の担当委員等が説明のうえ意見交換などを行う研修会を実施し、委員間の情報共有やノウハウの蓄積に資する。	-	-	6
(4) 委員による 講話	年 3 回	3 回	○委員による講話 ⇒公労使委員が順次講師となり、それぞれの立場から幅広いテーマで講話を行う。 ・委員講師 3 (3)	-	-	3
(5) 外部講師 による講話	年 1 回	1 回	○外部講師による講話 ⇒裁判所や労働局等から外部講師を招き、専門的見地からテーマで講話を行う。 ・外部講師 1 (1)	1	1	1
(6) 労働相談 の概要に係 る定例総会 での報告	年 12 回	12 回	○労働相談の概要に係る定例総会での報告 ⇒労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告し、各委員との情報共有を図るとともに、今後の相談対応等の参考とする。	-	-	6
委員派遣研修	年 8 名	8 名	○委員派遣研修 ⇒効果的な研修プログラムを活用して継続実施 ・公労使委員合同研修 (中労委) 1 (2) ・公労使委員個別紛争専門研修 (中労委) 3 (0) ・個別労働紛争解決研修応用研修 (全基連) 3 (0) ・労使関係セミナー 1 (1)	3	7	3
事務局職員派 遣研修	年 9 名	9 名	○事務局職員派遣研修 ⇒効果的な研修プログラムを活用して継続実施 ・労働委員会事務局職員中央研修 (中労委) 1 (2) ・労働委員会事務局職員専門研修 (中労委) 1 (0) ・個別紛争専門研修 (中労委) 1 (0) ・個別労働紛争解決研修基礎研修 (全基連) 0 (3) ・個別労働紛争解決研修応用研修 (全基連) 1 (1) ・労使関係セミナー 3 (3) ・労働契約等解説セミナー 2 (2)	7	7	11
事務局研究会	年 1 回	1 回	○事務局研究会 ⇒労働相談等の実務に資するため、問題 (基礎レベル) を解きながら、労働法の基本を学習する。 ・労働法勉強会 1 (1)	2	2	1
事務局職員研 修	年 5 回	5 回	○事務局職員研修 ⇒局長及び課長が講師となり、業務課題や職員の育成に向けた講話を行う。 ・労働委員会事務局主催研修 1 (1) ・局長による講話 2 (2) ・課長による講話 2 (1)	16	11	4

区分	取組目標 【H30】	平成 28 年度実施計画		取組実績		
		H28	取組内容	H25	H26	H27
<b>Ⅲ 関係機関と連携する取組</b>						
関係機関と合同による無料労働相談会	年 2 回	1 回	○関係機関との合同労働相談会<再掲> ⇒労働局等の関連機関との合同での労働相談会を実施する。	1	1	1
知事部局や労働局主催の会議への参加	年 4 回	4 回	○必要な会議に参加 ⇒知事部局が主催する会議（就業支援員連絡会議）や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。 ・就業支援員担当者情報交換会 1 (1) ・岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 1 (1) ・広域振興局企画担当部（課）長会議 1 (1) ・岩手労働局との合同研修 1 (1)	3	3	4
岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	随時	随時	○岩手労働局との連携強化 ⇒岩手労働局のあっせんが打ち切りになった場合、労働委員会のあっせん制度を紹介してもらう。	継	継	継

(注) 取組実績の H27 欄及び取組内容欄の括弧内は、平成 27 年 12 月末の実績である。

**岩手県労働委員会活性化計画の取組状況  
(平成 28～30 年度)**

**平成 29 年 12 月 31 日現在**

労働委員会活性化計画の取組状況（平成28～30年度）について

H29.12.31 労働委員会事務局

区分	取組内容			単 位	目標			実績（見込）			備考
	28年度実績	29年度実績（見込）	30年度目標		28	29	30	28	29	30	
Ⅰ 県民の認知度を高める取組											
1 わかりやすいホームページの作成											
県HPトップページへのリンク	<p>○ニュースリリース（県公式HP）(35)</p> <p>① 月例無料労働相談会(25) ・新着情報(13) ・イベントカレンダー(12)</p> <p>② 出前無料相談会(7) ・新着情報(4) ・イベントカレンダー(3)</p> <p>③ 出前講座(2) ・新着情報(2)</p> <p>④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○ニュースリリース（県公式HP）(17)</p> <p>① 月例無料労働相談会(5) ・新着情報(3) ・イベントカレンダー(2)</p> <p>② 出前無料相談会(6) ・新着情報(4) ・イベントカレンダー(2)</p> <p>③ 出前講座(2) ・新着情報(2)</p> <p>⑤ 個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑥ 労働相談実績等(3)</p>	<p>○ニュースリリース（県公式HP）(40)</p> <p>① 月例無料労働相談会(25) ・新着情報(13) ・イベントカレンダー(12)</p> <p>② 出前無料相談会(7) ・新着情報(4) ・イベントカレンダー(3)</p> <p>③ 出前講座(6) ・新着情報(6)</p> <p>④ 個別労働紛争処理制度周知月間(2)</p> <p>・新着情報(1) ・イベントカレンダー(1)</p>	回	35	35	40	35	17		
内容の充実・強化	<p>○ニュースリリース（労働委員会HP）(24)</p> <p>① 月例無料労働相談会(13) ② 出前無料相談会(4) ③ 出前講座(2) ④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤ 労働相談実績等(2) ⑥ フリーダイヤル(2)</p>	<p>○ニュースリリース（労働委員会HP）(13)</p> <p>① 月例無料労働相談会(3) ② 出前無料相談会(4) ③ 出前講座(2) ④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤ 労働相談実績等(3) ⑥ フリーダイヤル(0)</p>	<p>○ニュースリリース（労働委員会HP）(30)</p> <p>① 月例無料労働相談会(13) ② 出前無料相談会(4) ③ 出前講座(5) ④ 個別労働紛争処理制度周知月間(1) ⑤ 労働相談実績等(2) ⑥ フリーダイヤル(5)</p>	回	24	24	30	24	13		
労働相談Q&Aの拡充	<p>○労働相談Q&amp;Aの拡充（労働委員会ホームページ）</p>	<p>○労働相談Q&amp;Aの拡充（労働委員会ホームページ）</p>	<p>○労働相談Q&amp;Aの拡充（労働委員会ホームページ）</p>	回	1	1	1	1	1	○年度末にQ&A更新	

区分	取組内容			単位	実績(見込)			備考					
	28年度実績	29年度実績(見込)	30年度目標		28	29	30						
	28年度実績				28	29	30						
2 情報発信の 拡充	マスメディア を活用した情 報発信	<p>○県広報媒体(30)</p> <p>労使トラブルの解決(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ(1)</li> <li>・ツイッター(2)</li> </ul> <p>月例無料労働相談会(15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ(2)</li> <li>・ラジオ(4)</li> <li>・ツイッター(9)</li> </ul> <p>出前無料労働相談会(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツイッター(1)</li> <li>・コンビニ(1)</li> </ul> <p>フリーダイヤル(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ(2)</li> <li>・ツイッター(3)</li> </ul> <p>出前講座(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ(2)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわてグラフ(1)</li> <li>・ツイッター(2)</li> </ul>	<p>○県広報媒体(46)</p> <p>労使トラブルの解決(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわてグラフ(1)</li> <li>・ツイッター(6)</li> </ul> <p>月例無料労働相談会(16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ(2)</li> <li>・ラジオ(7)</li> <li>・ツイッター(7)</li> <li>・コンビニ(0)</li> </ul> <p>出前無料労働相談会(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ(3)</li> <li>・ラジオ(1)</li> <li>・コンビニ(3)</li> </ul> <p>フリーダイヤル(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツイッター(6)</li> </ul> <p>出前講座(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞(4)</li> <li>・ツイッター(4)</li> </ul> <p>個別労働紛争周知月間(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ(1)</li> <li>・ツイッター(1)</li> </ul>	<p>○県広報媒体(35)</p> <p>労使トラブルの解決(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわてグラフ(1)</li> <li>・ラジオ(1)</li> <li>・ツイッター(2)</li> </ul> <p>月例無料労働相談会(14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ(2)</li> <li>・ラジオ(4)</li> <li>・ツイッター(8)</li> </ul> <p>出前無料労働相談会(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツイッター(2)</li> <li>・コンビニ(2)</li> </ul> <p>フリーダイヤル(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ(3)</li> <li>・ツイッター(3)</li> </ul> <p>出前講座(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ(2)</li> <li>・ツイッター(3)</li> </ul> <p>個別労働紛争周知月間(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ(1)</li> <li>・ツイッター(1)</li> </ul>	回	30	30	35	30	28	29	30	
	求人誌を活用 した情報発信	<p>○無料広告掲載(12)</p> <p>岩手・青森・秋田求人情報「B e-Jobフリー」(毎月1日発行) に広告掲載</p> <p>4/1・5/1・6/1・7/1・8/1・9/1・ 10/1・11/1・12/1・1/1・2/1・ 3/1</p>	<p>○無料広告掲載(12)</p> <p>岩手・青森・秋田求人情報「B e-Jobフリー」(毎月1日発行)に 広告掲載</p> <p>4/1・5/1・6/1・7/1・8/1・9/1・ 10/1・11/1・12/1[・1/1・2/1・ 3/1]</p>	<p>○無料広告掲載(12)</p> <p>岩手・青森・秋田求人情報「B e-Jobフリー」(毎月1日発行) に広告掲載</p>	件	12	12	12	12	12	12	12	12



区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			備考	
	28年度実績	29年度実績(見込)	30年度目標		28	29	30	28	29	30		
労働委員会独自の方法による情報発信	<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ広告           <ul style="list-style-type: none"> <li>10月IBC・IAT</li> <li>・列車中吊り広告               <ul style="list-style-type: none"> <li>H28.4.~29.4</li> </ul> </li> <li>・ポケットティッシュ配布によるPR (100個×3回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>10/30(久慈市)</li> <li>11/25(滝沢市)</li> <li>2/26(盛岡市)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広告</li> <li>・ポスターの駅貼り広告           <ul style="list-style-type: none"> <li>IGR・三陸鉄道</li> </ul> </li> <li>・クリアファイル配付によるPR           <ul style="list-style-type: none"> <li>R 300枚</li> </ul> </li> <li>・ステッカーを止めポケットティッシュ配布 500個           <ul style="list-style-type: none"> <li>10/1(盛岡市)</li> </ul> </li> </ul> <p>※個別労働紛争処理制度周知月間</p>	<p>○県広報媒体以外の方法による情報発信(3)</p> <p>↓</p> <p>県広報媒体を活用してPR</p>	件	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
記者会見の活用	<p>○プレスリリース(記者会見)(1)</p> <p>新会長就任記者会見(10/3)</p>	<p>○プレスリリース(記者会見)(随時)</p>	<p>○プレスリリース(記者会見)(随時)</p>	回	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
記者クラブへの投げ込み	<p>○プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働行政功労者表彰(1)</li> <li>・新会長就任(1)</li> <li>・労働相談の実績(2)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(4/25、10/31)</li> </ul> </li> <li>・出前無料労働相談会(3)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(6/15、10/13、2/20)</li> </ul> </li> </ul>	<p>○プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働相談の実績(2)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(5/2、10/24)</li> </ul> </li> <li>・出前無料労働相談会(2)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(6/14、9/27※)[2月]</li> </ul> </li> </ul> <p>※個別紛争処理制度周知月間についての投込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座(2)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(5/22、10/16)</li> </ul> </li> <li>・個別紛争処理制度周知月間(1)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(9/27)</li> </ul> </li> </ul>	<p>○プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(5)</p>	回	5	5	5	5	5	5	7	

区分	取組内容		単位	実績(見込)			備考
	28年度実績	29年度実績(見込)		30年度目標	28	29	
出前講座の実施	<p>○出前講座の実施(8)</p> <p>① 岩手大学 (5/2)</p> <p>② 岩手労働局 (5/24)</p> <p>③ 岩手県立大学 (11/25)</p> <p>④ 大船渡高校 (12/13)</p> <p>⑤ 盛岡工業高校 (1/20)</p> <p>⑥ 岩手大学 (2/1)</p> <p>⑦ 盛岡工業団地協同組合 (2/16)</p> <p>⑧ 上野法律ビジネス専門学校 (3/3)</p>	<p>○出前講座の実施(10)</p> <p>① 岩手県立大学ソフトウェア情報学部 (5/24)</p> <p>② 岩手労働局 (6/8)</p> <p>③ 岩手県国民健康保険団体連合会労働組合 (8/10)</p> <p>④ 岩手県立大学盛岡短期大学部 (10/18)</p> <p>⑤ 岩手県立大学総合政策学部 (11/24)</p> <p>⑥ 使用者団体向け人材戦略セミナー (11/28)</p> <p>⑦ 岩手大学人文社会科学部 (12/20)</p> <p>⑧ 岩手県立大学宮古短期大学部 (1/11)</p> <p>⑨ 岩手県立福岡高等学校 (1/25)</p> <p>⑩ 久慈商工会議所 (1/25)</p>	回	8	8	11	
3 労働相談の充実強化							
労働相談専用フリーダイヤルの運用	<p>○労働相談専用フリーダイヤルの運用</p> <p>平日 8:30～17:15</p>	<p>○労働相談専用フリーダイヤルの運用</p> <p>平日 8:30～17:15</p>	-	通年	通年	通年	
フリーダイヤルに対する愛称の設定	<p>○フリーダイヤル愛称(1)</p> <p>「労働相談なんでもダイヤル 0120-610-797 (ろどうでなくな)」</p> <p>封筒、e-mail、FAX、ポスター等に表示</p>	<p>○フリーダイヤル愛称(1)</p> <p>「労働相談なんでもダイヤル 0120-610-797 (ろどうでなくな)」</p> <p>封筒、e-mail、FAX、ポスター、クリアファイル等に表示</p>	-	通年	通年	通年	

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			備考
	28年度実績	29年度実績(見込)	30年度目標		28	29	30	28	29	30	
	回数	内容	回数		回数	回数	回数	回数	回数	回数	
関係機関と合同による無料労働相談会の実施	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で、アイーナで実施(10/2) ・相談件数0件	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で、アイーナで実施(10/1) ・相談件数1件	○関係機関との合同労働相談会(2)	回	1	2	1	1	1		
	経営者を対象とした労働相談の強化	○経営者を対象(1) 盛岡工業団地協同組合(2/16)	○経営者を対象(1) 使用者団体向け人材戦略セミナー(11/28)	回	1	1	1	1	1		
委員による月例無料労働相談会の実施	○月例無料相談会の実施(12) 月1回、原則第4金曜日(委員室) 4/22・5/20・6/24・7/22・8/26・9/16・10/21・11/25・12/22・1/27・2/24・3/24 ・相談時間 1人45分以内(先着2名) ・相談員 公労使委員3名1組	○月例無料相談会の実施(12) 月1回、原則第4金曜日(委員室) 4/28・5/19・6/23・7/28・8/25・9/22・10/20・11/27・12/22[1/26・2/23・3/27] ・相談時間 1人45分以内(先着2名) ・相談員 公労使委員3名1組	○月例無料相談会の実施(12)	回	12	12	12	12	12		
	委員による出前無料労働相談会の実施	○出前無料労働相談会(12) ① 6/19(日)北上市 ② 6/25(土)奥州市、宮古市 ③ 6/26(日)大船渡市、二戸市 ④ 10/2(日)盛岡市 ⑤ 10/16(日)釜石市、一関市 ⑥ 10/30(日)遠野市、久慈市 ⑦ 2/26(日)盛岡市 ⑧ 3/4(土)大船渡市	○出前無料労働相談会(12) ① 6/18(日)北上市 ② 6/24(土)奥州市、宮古市 ③ 6/25(日)遠野市、久慈市 ④ 10/1(日)盛岡市 ⑤ 10/15(日)大船渡市、二戸市 ⑥ 10/22(日)一関市、釜石市 ⑦ [2/25(日)盛岡市] ⑧ [3/4(日)宮古市]	○出前無料労働相談会(12)	回 地区	3 12	3 12	3 12	3 12	3 12	

区分	取組内容			単位	実績(見込)			備考	
	28年度実績	29年度実績(見込)	30年度目標		28	29	30		
	取組内容				28	29	30		
II 買戻の向上・体制の充実を図る取組									
1 手続見直し、簡素化等									
個別あっせんの進め方の簡素化	<p>○平成28年(個)第1号あっせん事件 申請：2/24 事務局調査：-(一日) あっせん員指名：3/10</p> <p>○平成28年(個)第2号あっせん事件 申請：4/8 事務局調査：4/13(5日目) あっせん員指名：4/25</p> <p>○平成28年(個)第4号あっせん事件 申請：10/11 事務局調査：10/25(14日目) あっせん員指名：11/2</p> <p>○平成29年(個)第1号あっせん事件 申請：3/7 事務局調査：3/17(10日目) あっせん員指名：3/17</p>	<p>○平成29年(個)第2号あっせん事件 申請：5/1 事務局調査：5/12(11日目) あっせん員指名：5/18</p> <p>○平成29年(個)第3号あっせん事件 申請：11/29 事務局調査：12/11(12日目) あっせん員指名：12/18</p>	<p>○平成30年(個)第号あっせん事件</p>	-	随時	随時	随時		・手続見直し、簡素化に基づき実施した事件を記載
不当労働行為の審査の目標期間の達成	<p>○団交拒否事件 目標 6か月 実績 179日</p> <p>○通常事件 目標 1年 実績 213日</p>	<p>○団交拒否事件 目標 6か月 実績 なし</p> <p>○通常事件 目標 1年 実績 56日</p>	○▲▲事件	通年	通年	通年	達成	達成	

区分	取組内容				単位	目標			実績(見込)			備考
	28年度実績	29年度実績(見込)	30年度目標			28	29	30	28	29	30	
現地あっせん・夜間あっせんの実施	○現地あっせん等(1) 現地あっせん(0) 夜間あっせん(1) ・盛岡市(11/14) 平成28年(個)第4号個別労働関係紛争あっせん事件	○現地あっせん等(0)	○現地あっせん等(随時)	-	随時	随時	随時	-	夜間1件	-	○要望に応じて実施	
<b>2 委員及び職員</b> <b>員の資質向上</b>												
三者研修会	○三者研修会(26)	○三者研修会(24)	○三者研修会(19)	回	21	19	19	26	24			
(1)ブロック總會等議題勉強会	① ブロック總會勉強会(1) (4/22) ② ブロック研修会勉強会(3) (7/22・9/16・10/21)	① ブロック總會勉強会(1) (4/28) ② ブロック研修会勉強会(1) (9/22)	① ブロック總會勉強会(1) ② ブロック研修会勉強会(1)	回	4	2	2	4	2			
(2)ブロック協議会研修会	○ブロック研修会(1) 盛岡市(10/27~28)			回	1	-	-	1	-			
(3)審査・あっせん等最終結核案研究	○審査・あっせん等最終結核案研究会(5) ・平成28年(個)第1号事件(5/20) ・平成28年(個)第2号事件(6/24) ・平成27年(不)第1-2号事件(10/21) ・平成28年(個)第4号事件(12/22) ・平成28年(不)第1号事件、平成28年(不)第2号事件、平成28年(不)第3号事件(1/27)	○審査・あっせん等最終結核案研究会(2) ・平成29年(個)第1号事件(4/28) ・平成29年(個)第2号事件(6/23)	○審査・あっせん等最終結核案研究会(随時)	回	随時	随時	随時	5	2			
(4)委員による講話(外部講師も可)	○講話(3) 6/24 使用者委員 1/27 労働者委員 2/24 公益委員	○講話(3) 6/23 使用者委員 12/22 労働者委員 [1/26 公益委員]	○講話(3)	回	3	3	3	3	3	3		

区分	28年度実績		29年度実績(見込)		30年度目標		単 位	目標			備考
	取組内容		実績(見込)			実績(見込)					
	28	29	28	29	30	28		29	30		
(5) 外部講師による講話	<p>○外部講師(労働基準部監督課 専門監査官)(1) 11/25 (内容) 平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果について</p>	<p>○外部講師(岩手労働局雇用・均等室職員)による講話(1) 10/20 (内容) 「働き方改革について」</p>	○外部講師による講話(1)	1	1	1	1	1	1		
(6) 労働相談の概要に係る定例総会の報告	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(毎月)(12)	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(毎月)(12)	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(毎月)	12	12	12	12	12	12		
(7) 委員受講研修に係る定例総会の報告(H29新規)		○公労使合同研修に係る定例総会での報告(3) 10/20、12/22、1/26	○公労使合同研修に係る定例総会での報告(随時)				随時	随時	3		
委員派遣研修等	<p>○委員派遣研修等(9)</p> <p>① 公労使委員合同研修会(1) 9/1~2 東京都</p> <p>② 中労委専門研修(個別)(3) 12/1~2 東京都</p> <p>③ 個別労働紛争解決研修(3) 応用研修 10/14~15 仙台市</p> <p>④ 労使関係セミナー(2) 11/7 福島市</p>	<p>○委員派遣研修等(9)</p> <p>① 公労使委員合同研修会(4) 9/7~8 東京都</p> <p>③ 中労委専門研修(個別)(1) 12/4~5 東京都</p> <p>④ 個別労働紛争解決研修(3) 応用研修 11/22~23 仙台市 [1/18~14 東京都]</p> <p>⑤ 労働契約等解説セミナー(1) 7/12 盛岡市</p> <p>⑥ 委員派遣研修受講報告</p>	○委員派遣研修等(8)	8	8	8	8	8	9		

区分	取組内容		単位	実績(見込)			備考	
	28年度実績	29年度実績(見込)		28	29	30		
	30年度目標							
事務局職員派遣研修	○事務局職員派遣研修(9) ① 労働委員会事務局職員中央研修(3) ② 労働委員会事務局職員専門研修(1) ③ 個別紛争専門研修(1) ④ 個別紛争応用研修(0) ⑤ 労使関係セミナー(2) 11/7 福島市 ⑥ 労働契約等解説セミナー(2) 7/13 盛岡市、11/9 盛岡市	○事務局職員派遣研修(10) ① 労働委員会事務局職員中央研修(2) ② 労働委員会事務局職員専門研修(1) ③ 個別紛争専門研修(0) ④ 個別労働紛争解決研修応用研修(1) ⑤ 労使関係セミナー(2) 9/22 山形市 ⑥ 労働契約等解説セミナー(4) 7/13 盛岡市 10/18 盛岡市 [2/21 盛岡市]	名	9	9	9	10	
	○事務局研究会(10) ① 労働法勉強会(10) (4/5~20、10回)	○事務局研究会(20) ① 労働法勉強会(8) (4/6~20、8回) ② 審査調整担当事例研究会(12) (7月~3月、12回)	回	10	20	20	10	20
事務局職員研修	○事務局職員研修(6) ① 局長による講話(2) (7/27、11/30) ② 課長等による講話及び専門研修等報告研修(4)	○事務局職員研修(5) ① 局長による講話(2) (4/25) [、1/30] ② 課長による講話(2) (5/30) [、2/26] ③ 専門研修等報告研修(1) (11/27)	回	5	5	5	6	5
関係機関と連携する取組	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施 10/2 アイーナ<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施 10/1 アイーナ<再掲>	回	1	1	2	1	1

区分	取組内容		実績(見込)			目標			備考	
	28年度実績	29年度実績(見込)	30年度目標	28	29	30	28	29		30
	○会議への参加(4) ① 就業支援員担当者情報交換会(1) (4/21) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ② 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1) (6/23) ③ 岩手労働局との合同研修(2) 労働相談に関するロールプレイング研修 (5/24、10/21)	○会議への参加(4) ① 就業支援員担当者情報交換会(1) (4/12) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ② 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1) (6/21) ③ 岩手労働局との合同研修(1) 労働相談に関するロールプレイング研修 (6/8) ④ 雇用対策・労働室主催セミナー(1) (11/28) 処遇改善普及セミナー	○会議への参加(4)	4	4	4	4	4		4
知事部局や労働局主催の会議への参加等				回						
岩手労働局と個別あつせんでの連携強化	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあつせんが打切りとなり、紹介により当労働委員会であつせんが申請された件数 4件 ・平成28年(個)第1号あつせん事件 ・平成28年(個)第2号あつせん事件 ・平成28年(個)第3号あつせん事件 ・平成28年(個)第4号あつせん事件	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあつせんが打切りとなり、紹介により当労働委員会であつせんが申請された件数 1件 ・平成29年(個)第3号あつせん事件)	○岩手労働局との連携強化	回	回	回	回	回	回	



# 職場のトラブルで 悩んでいませんか。

ひとりで悩まず、  
まずはご相談ください。

賃下げ 突然の解雇  
配置転換 雇止め パワハラ

**解決**

無料 秘密厳守  
簡易迅速 中立公正

経験豊富な労働委員会の委員が、きめ細やかな支援により、  
労使のトラブルの解決をサポートします。  
労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。  
公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業幹部など）

労働相談なんでもダイヤル ろうどうでなくな  
電話相談 (通話無料) **0120-610-797**  
携帯・PHS OK

【平日8:30~17:15】

「月例無料労働相談会」「出前無料労働相談会」も開催しています。予約・問合せ：0120-610-797

**平成29年度開催日程**

○月例無料労働相談会（県庁11階）  
4/28・5/19・6/23・7/28・8/25・9/22・10/20・11/27・12/22・1/26・2/23・3/27

○出前無料労働相談会（県内12地区）  
6/18北上、6/24奥州・宮古、6/25遠野・久慈、10/1盛岡、10/15大船渡・二戸、10/22一関・釜石、2/25盛岡、3/4宮古

岩手県労働委員会 \*詳しくはホームページで

※都合により一部変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

**岩手県労働委員会** 盛岡市内丸10-1 岩手県庁11階  
Tel 019-629-6276

---

---

岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報

(平成29年版)

平成30年3月発行

編 集 ・ 発 行 岩 手 県 労 働 委 員 会 事 務 局

(〒020-8570) 盛岡市内丸10番1号

TEL 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査・調整担当)

FAX 019 (629) 6274

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>

---

---